

嘉麻市
地域福祉計画

平成 28 年度～平成 32 年度

安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻

平成28年3月

嘉 麻 市

ご あ い さ つ



近年、少子高齢化・核家族化の急速な進行と価値観や生活スタイルの多様化を背景に、地域社会のつながりが希薄化し、福祉をとりまく環境は大きく変わりつつあります。

また、市民や地域が抱える生活課題も複雑多様化し、高齢者や障がい者、児童といったこれまでの個別の制度での対応では、課題に十分に答えられない状況が生じています。

このような状況を踏まえ、本市では地域での支え合い、助け合いによる更なる福祉を推進するための指針となる「嘉麻市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、市民一人ひとりや家族の心がけ・取り組みである「自助」、地域全体での取り組みである「互助」、行政の取り組みである「公助」、これら3つの取り組みが適切に連携することで地域における福祉課題を解決に導き、「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」の実現を目指すものです。

今後は、本計画をもとに、一人ひとりの人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らすことができる地域福祉が充実したまちづくりの推進に努めてまいります。

身近なところから、無理をせず自分のできるところから、地域福祉について考え、実行していただくことが、本計画推進の大きな力となります。市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました嘉麻市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査、住民ワークショップ、関係団体ヒアリングなどにご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

嘉麻市長 赤間 幸弘

目次

第1編 計画策定に当たって	1
第1章 地域福祉の意義と役割.....	2
(1) 背景.....	2
(2) 地域福祉とは.....	2
第2章 地域福祉計画とは.....	3
(1) 計画策定の目的.....	3
(2) 計画の性格.....	4
(3) 総合計画及び各個別計画との関係.....	5
(4) 計画の期間.....	5
第2編 福祉をとりまく現状と課題	7
第1章 本市の福祉をとりまく現状と課題.....	8
(1) 少子高齢化の進行.....	8
(2) 家族形態の多様化.....	9
(3) 高齢者や障がい者などの状況.....	10
(4) 小学校区の状況.....	16
第2章 地域福祉についての市民意向の把握.....	18
(1) 市民アンケート調査.....	18
(2) 住民ワークショップ.....	18
(3) 関係団体ヒアリング.....	20
第3編 計画の基本的な考え方	23
第1章 計画の基本的な考え方.....	24
(1) 基本理念.....	24
(2) 基本的な視点.....	25
第2章 計画の基本目標.....	26
(1) 計画の基本目標.....	26
(2) 施策の体系.....	28
第4編 主要施策の展開	29
第1章 支え合いの意識と人づくり.....	30
(1) 交流機会の充実.....	30

(2) 人権啓発及び権利擁護の推進	36
(3) 福祉教育及び体験学習の推進	41
(4) 地域福祉の担い手の育成支援	44
(5) ボランティア活動の推進	47
第2章 支え合いのネットワークづくり	49
(1) 地域福祉のネットワークづくり	49
(2) 地域のつながりの強化	55
(3) 災害時及び緊急時の連絡・支援体制づくり	60
第3章 地域資源を活用した活動拠点づくり	65
(1) 地域福祉活動の場づくり	65
(2) 地域資源の利用促進	69
第4章 福祉サービスが利用できる仕組みづくり	72
(1) 福祉サービスの適切な情報提供	72
(2) 相談支援体制の充実	77
(3) 福祉サービスの質の向上	82

第5編 計画の推進に向けて..... 89

第1章 計画の推進体制	90
(1) 協働による計画の推進	90
(2) 計画の評価・見直し	90

資料編..... 91

(1) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例	92
(2) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿	94
(3) 嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程	95
(4) 嘉麻市地域福祉計画策定経過	97
(5) 用語の解説（50音順）	99

※資料編の「用語の解説」に掲載している言葉には、本編において「*」印を付しています。

※本計画書では、「しょうがい」の表記については、「障害」と「障がい」を併用しています。
固有名詞や法的な用語については、「障害」とし、それ以外は「障がい」と表記しています。



第1編 計画策定に当たって

第1章 地域福祉の意義と役割

(1) 背景

21世紀は「人権の世紀」といわれています。しかしながら、女性に対する不利益な取り扱いや様々な暴力、固定的な性別役割分担の意識、子どもへの*虐待やいじめ、介護を必要とする高齢者への虐待や障がいのある人の社会参加を妨げる物理的、心理的なバリアなどが問題となっています。同和問題については、教育や就労、産業などの分野での残された課題や就職・結婚などに際しての差別意識があるなど、私たちのまわりには様々な人権問題が存在します。

また、少子高齢化・核家族化の進行、家庭や地域においてお互いが助け合い、支え合う意識の低下、さらには、市民のライフスタイルの多様化やプライバシーの配慮などによる地域のつながりの*希薄化など、社会環境は変容しつつあります。

こうした中、市民の福祉サービスに関する*ニーズは多様化してきており、従来のような高齢者や障がい者、児童といった福祉の個々の制度の中で個別に対応していくだけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

地域には「制度のはざま」にある問題も存在しており、すべてを公的な福祉サービスでは対応できない状況や、複合的な課題に対し公的サービスが適切に提供されていないという問題もあります。

こうした現行の仕組みでは対応できていない多様な生活課題に対応するため、個人の尊厳と基本的人権の尊重を前提として、「地域福祉」をこれからの福祉施策に位置付けることが必要となっています。

(2) 地域福祉とは

地域における多様なニーズへの確に対応するため、地域社会における個人が主体的にかかわり、支え合う、「新たな支え合い」の拡大と強化が求められています。

*ボランティアや*NPO、市民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決することは、地域に「新たな公」を創出するものとなります。

「地域福祉」とは、すべての人のそれぞれの生き方や侵すことのできない人間としての尊厳を日常生活の中で思いやり、個人の尊厳と基本的人権を尊重しながら共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした福祉のことで、地域における生活上の様々な悩みや困りごとを解決するため、また、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない多様な支援ニーズに応じるため、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援し合う仕組みを築き上げていこうとするものです。

市民が自分たちの発想で、主体的に活動に取り組んでいることそのものが活動の原動力となり、市民による地域福祉活動は、社会貢献、自己実現の場でもあります。

第2章 地域福祉計画とは

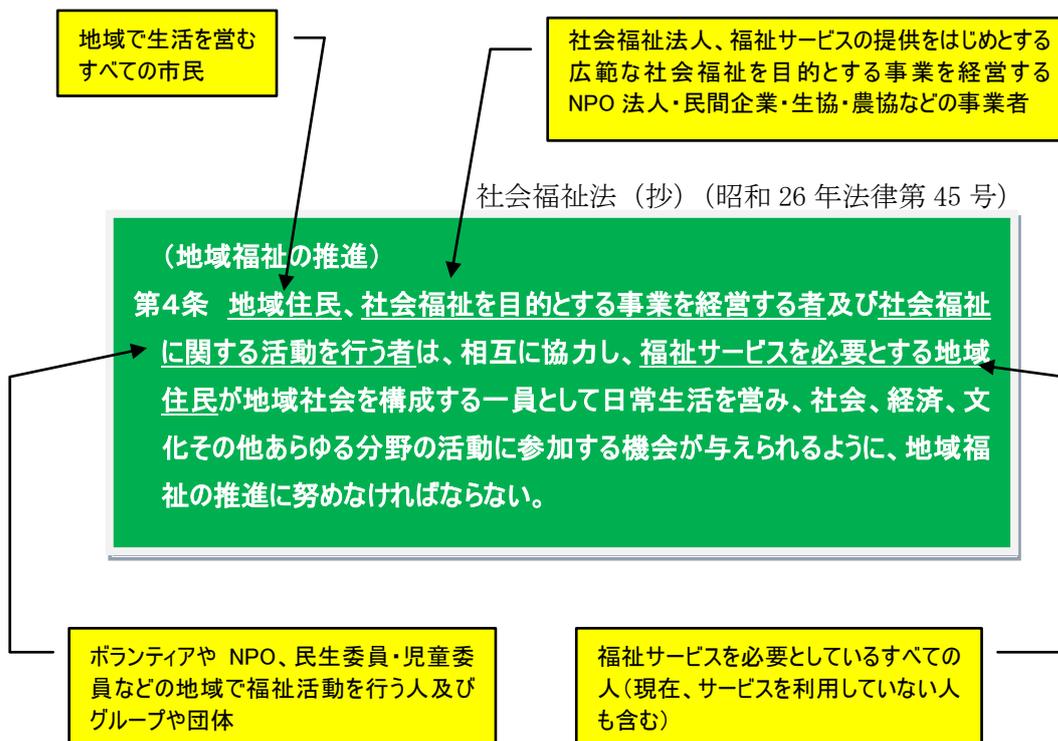
(1) 計画策定の目的

平成12年に改正された社会福祉法では、地域住民、行政、事業者が相互に協力して、地域における社会福祉（地域福祉）の推進に努めなければならない旨が定められており、地域における福祉施策や市民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

これにより、市民がお互いの多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、差別、排除されることがなく、誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性や*ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策などを取りまとめるために「嘉麻市地域福祉計画」を策定するものです。

なお、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されましたので、地域社会からの孤立や排除などを背景として、複合的な課題を抱えたり制度のはざままで生活に困窮したりしている人々の自立を支援するための施策を本計画に盛り込み、今までの制度では十分には対応できていなかった様々な人々を地域から排除することなく包み込み、地域福祉が充実したまちづくりを進めることとします。

■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■



(2) 計画の性格

嘉麻市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

これまでの福祉に関する計画は、「高齢者」「障がい者」「児童」などの対象ごとに策定されています。それぞれの計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・互助・公助」の観点から取り組みの方向を定めます。

■ 地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項 ■

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

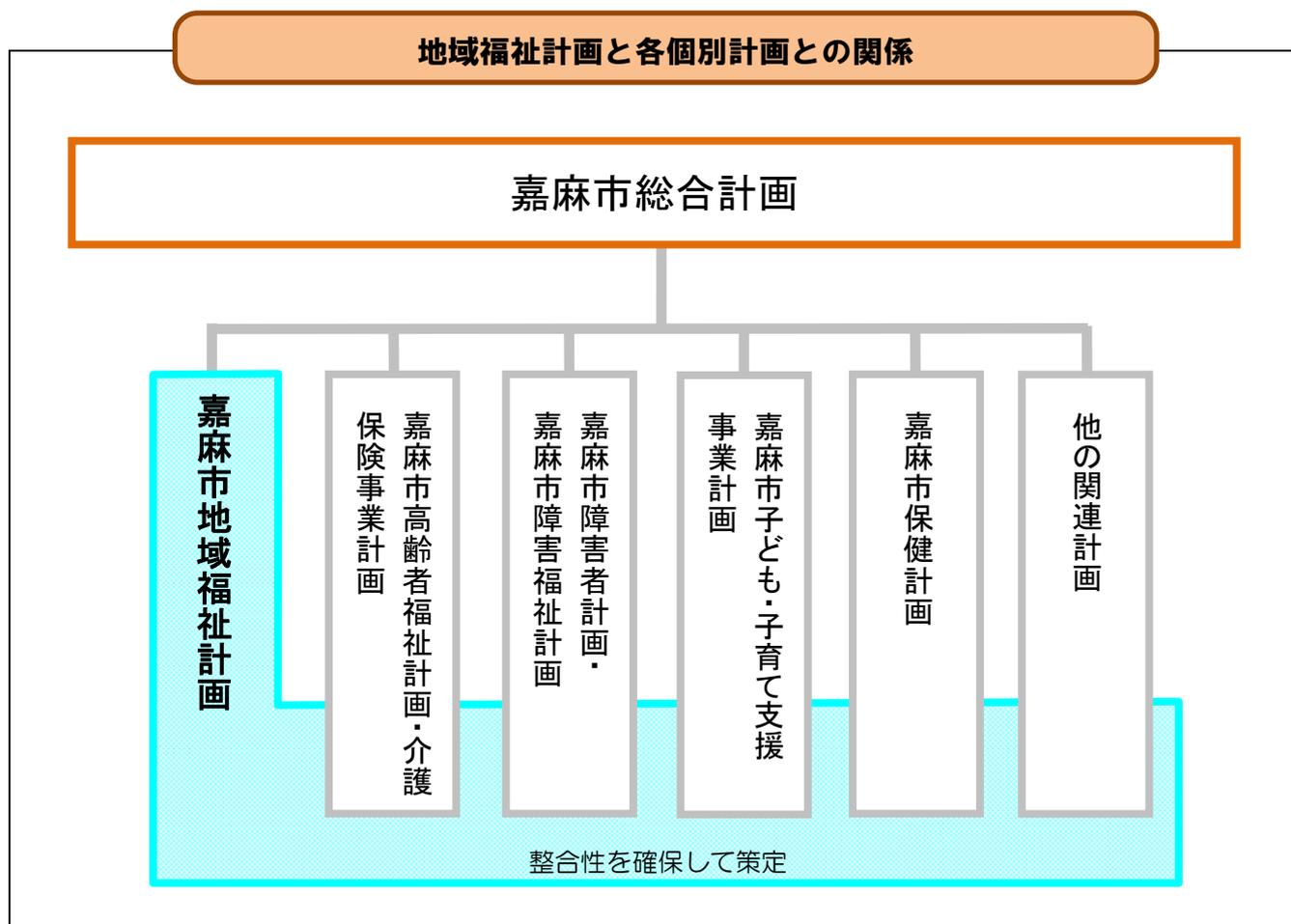
（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 総合計画及び各個別計画との関係

嘉麻市地域福祉計画は、嘉麻市総合計画を上位計画としています。また、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画との整合性と連携を取りながら策定します。



(4) 計画の期間

嘉麻市地域福祉計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正などには柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。



第2編 福祉をとりまく現状と 課題

第1章 本市の福祉をとりまく現状と課題

(1) 少子高齢化の進行

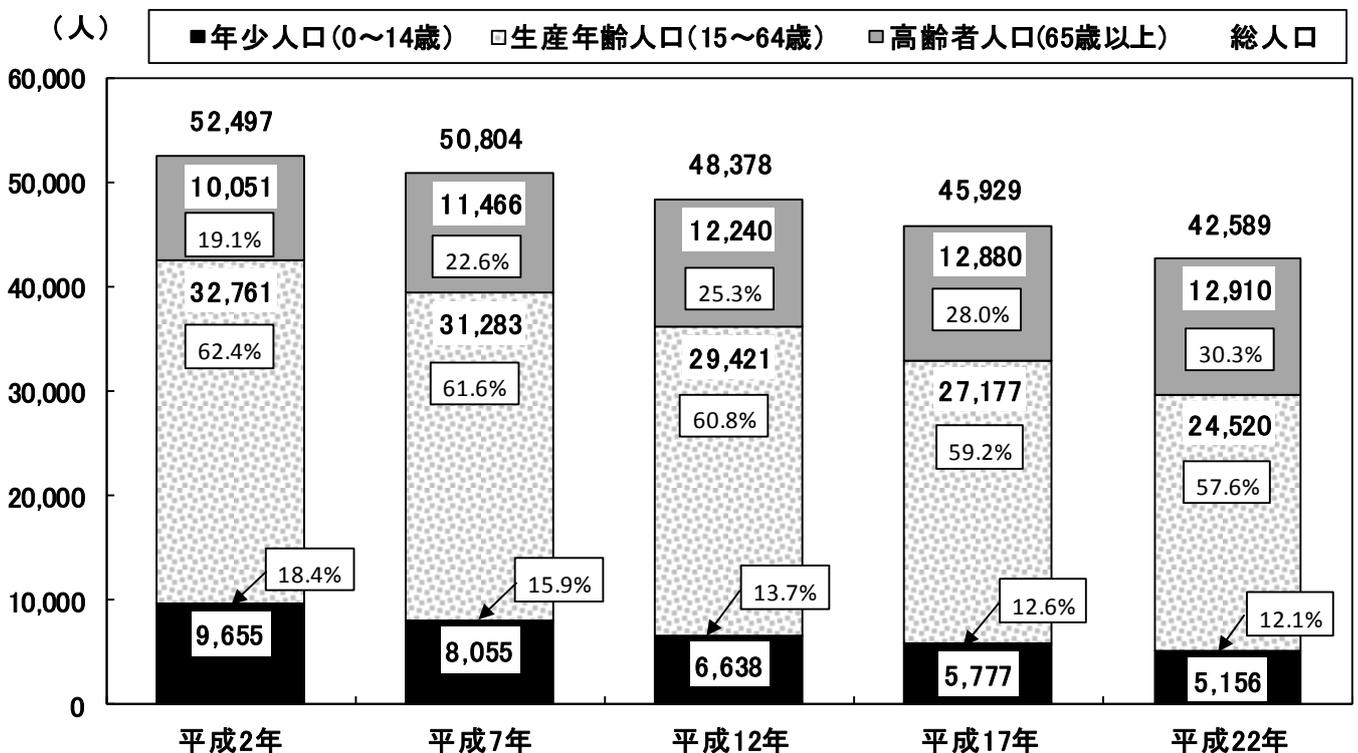
平成2年から平成22年にかけての本市の人口（国勢調査の人口）の動きをみると、一貫して減少傾向が続き、平成22年には42,589人となっています。

人口構造を年齢3区分でみると、0～14歳の年少人口は平成2年の9,655人から平成22年には5,156人と20年間で半減しており、少子化傾向が顕著となっています。総人口に占める構成比も平成2年の18.4%から12.1%（全国13.1%）に低下しています。

15～64歳の生産年齢人口は、32,761人から24,520人へと減少し、構成比は62.4%から57.6%（全国63.3%）に低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の10,051人から平成22年には12,910人へと、2,859人の増加となり、構成比も19.1%から30.3%（全国22.8%）となっており、超高齢化が進んでいます。

■ 年齢3区分別人口及び人口割合の推移 ■



注：人口割合（%）は、総人口に対する各年齢階層別人口の比率です。小数点以下第2位を四捨五入しています。

資料：国勢調査

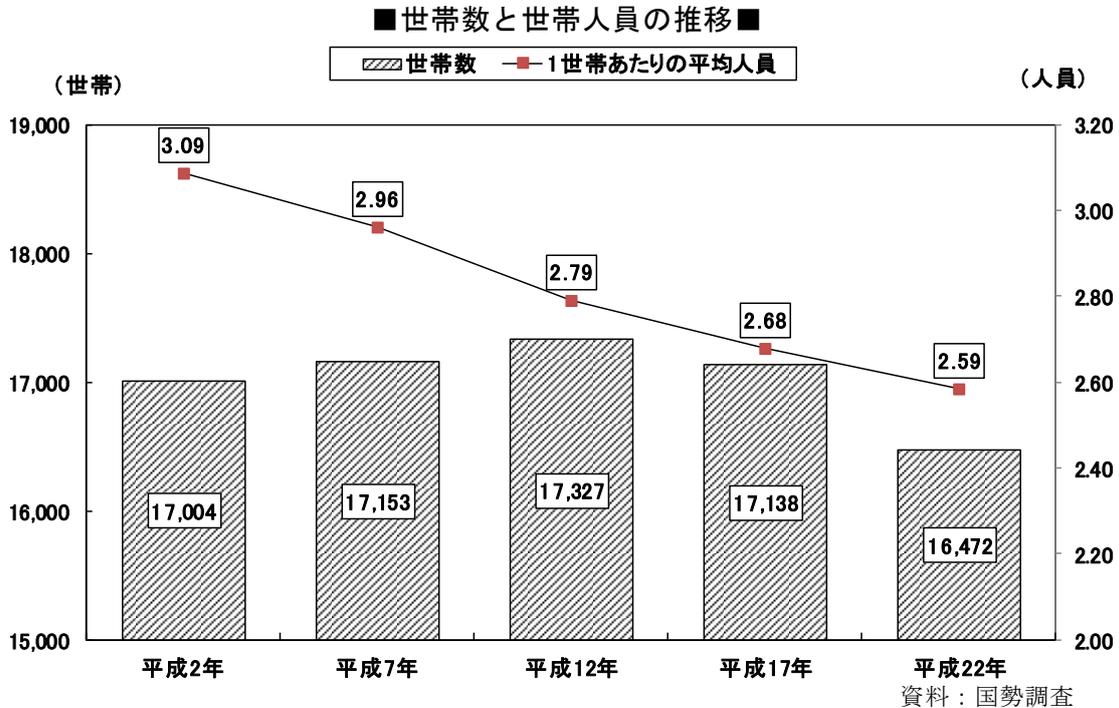
(2) 家族形態の多様化

本市の世帯数（国勢調査の世帯数）は、平成12年（合併前旧市町の国勢調査の世帯数合計）までは増加傾向が続きましたが、その後、減少に転じ、平成22年には16,472世帯となっています。一世帯当たりの平均人員は平成2年の3.09人から平成22年には2.59人（全国2.42人）となり、減少傾向が続いています。

また、世帯類型別では、核家族世帯が減少し、平成22年では一般世帯数16,404世帯の57.3%に当たる9,397世帯となっています。

そうした中、65歳以上の高齢単身者世帯（一人暮らしの高齢者世帯）が増えており、平成22年には2,689世帯となっているほか、高齢者夫婦世帯も同様に増加し平成22年には1,941世帯となっています。

このように世帯数と核家族世帯が減少する一方で、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加する傾向にあり、地域での見守りや支え合いの必要性が高まっています。



■ 世帯類型別の推移 ■

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	17,004	17,153	17,327	17,138	16,472
一般世帯数	16,945	17,114	17,238	17,022	16,404
核家族世帯	10,147	10,145	10,104	9,852	9,397
単身者世帯	3,256	3,689	4,241	4,567	4,739
65歳以上の親族のいる世帯	6,939	7,723	8,261	8,500	8,389
高齢単身者世帯	1,602	1,949	2,335	2,612	2,689
高齢者夫婦世帯	1,440	1,653	1,833	1,920	1,941

注1：一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」「施設等の世帯」の2つに区分しています。「一般世帯」は施設入所や入院を除く世帯です。

注2：核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯

注3：高齢者夫婦世帯：平成2年は、夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯、平成2年以外は、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

資料：国勢調査

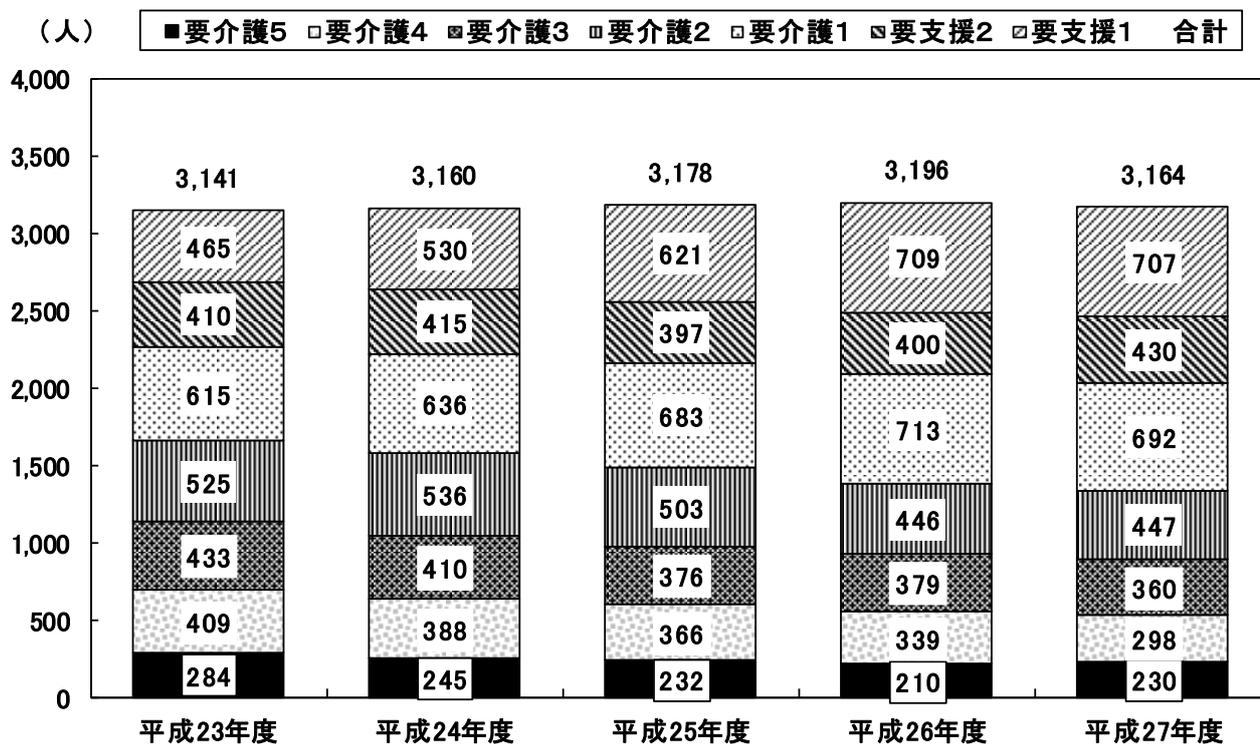
(3) 高齢者や障がい者などの状況

① 要介護認定者数の動向

*介護保険第1号被保険者のうち、*要介護認定者数は、平成23年度は3,141人、平成27年度は3,164人とほぼ横ばいで推移しています。

出現率（1号認定者数÷第1号被保険者数）は24.4%から22.6%へと減少しています。

■ 要介護認定者数の推移（第1号被保険者） ■



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1号被保険者数(人)	12,885	13,142	13,477	13,879	14,018
1号認定者数(人)	3,141	3,160	3,178	3,196	3,164
出現率(%)	24.4	24.0	23.6	23.0	22.6

資料：高齢者介護課（平成23年度～26年度は3月31日現在、平成27年度は10月31日現在）

②障がい者の動向

障がいのある人については、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、平成27年度には2,792人、*療育手帳所持者は増加傾向にあり525人、精神障害者保健福祉手帳所持者はほぼ横ばいで207人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳所持者数	3,173	2,912	2,850	2,809	2,792
療育手帳所持者数	472	470	496	512	525
精神障害者保健福祉手帳所持者数	206	208	218	203	207
合計	3,851	3,590	3,564	3,524	3,524

資料：社会福祉課 (各年度4月1日現在)

身体障害者手帳所持者の障がい部位別では、すべて減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者の障がい部位別■

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	304	263	250	216	229
聴覚平衡機能障害	326	294	292	289	276
音声・言語機能障害	28	23	24	20	19
肢体不自由	1,885	1,750	1,710	1,706	1,678
内部障害	630	582	574	578	590
合計	3,173	2,912	2,850	2,809	2,792

資料：社会福祉課 (各年度4月1日現在)

療育手帳所持者は、障がい程度別にみると、平成23年度以降、最重度・重度はほぼ横ばい、中度・軽度は増加傾向で推移しています。

■療育手帳所持者の推移■

単位:人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A(最重度・重度)	252	250	248	251	256
B(中度・軽度)	220	220	248	261	269
合計	472	470	496	512	525

資料：社会福祉課 (各年度4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳所持者は、障がい等級別にみると、平成23年度以降、1級は減少、2級は横ばい、3級は増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移■

単位:人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級	24	24	23	17	18
2級	120	117	128	117	120
3級	62	67	67	69	69
合計	206	208	218	203	207

資料：社会福祉課 (各年度4月1日現在)

注：等級と障害の状態

1級	精神障害であって、自分自身では日常生活を十分に行えず、他人の援助を必要とする程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

③老人クラブの動向

老人クラブの会員数は平成23年度の3,947人から平成27年度には3,120人に減少しています。また、単位老人クラブ数は平成23年度以降減少傾向で推移しており、平成27年度には78クラブとなっています。

■老人クラブの推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
会員数(人)	3,947	3,851	3,456	3,327	3,120
単位老人クラブ数(クラブ)	85	84	81	80	78

資料：高齢者介護課 (各年度4月1日現在)

④児童扶養の動向

ひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、少子化による子どもの人口の減少に伴って、平成23年度の811人から平成27年度には783人に減少しています。

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は、平成23年度の76人から平成27年度には80人にわずかに増加しています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給者数(人)	811	823	805	792	783

資料：こども育成課 (各年度4月1日現在)

■特別児童扶養手当受給者数の推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受給者数(人)	76	74	80	82	80

資料：こども育成課 (各年度4月30日現在)

⑤生活保護世帯の動向

生活保護世帯は平成23年度の1,980世帯から平成26年度には1,816世帯に減少しています。また、被保護人員も平成23年度の3,068人から平成26年度には2,710人に減少しています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
世帯数(世帯)	1,980	1,942	1,878	1,816	
人員(人)	3,068	2,990	2,811	2,710	
保護率(%)	72.0	71.5	68.7	67.4	

注：保護率(%)とは、被保護人員の人口1,000人当たりの比率の事です。

資料：保護課 (各年度3月31日現在)

⑥児童虐待相談件数の動向

児童虐待相談件数は、平成23年度は10件、平成24年度は18件、平成25年度は45件と増加傾向にありましたが、平成26年度は10件となっており、年度によってばらつきがあります。

■児童虐待相談件数の推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数(件)	10	18	45	10	

資料：こども育成課 (各年度3月31日現在)

⑦DV相談件数の動向

*DV相談延べ件数は、年度によってばらつきがあります。平成24、25年度は、男女共同参画推進室に相談があった件数で、平成26年度については、関係課に対して調査を実施し、集計をした件数です。

■DV相談件数の推移■

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数(件)		30	13	124	

資料：男女共同参画推進室 (各年度3月31日現在)

⑧自殺者数の動向

自殺者数は、平成23年は16人、平成26年は12人となっています。

■自殺者数の推移■

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人数(人)	16	19	11	12	

資料：健康課（各年12月31日現在）



(4) 小学校区の状況

本市には稲築西校区、稲築東校区、碓井校区、上山田校区、熊ヶ畑校区、下山田校区、牛隈校区、嘉穂校区の8小学校区があります。それぞれの校区で支援を必要とする市民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。

また、各小学校区の高齢化率は、熊ヶ畑校区が42.0%と最も高く、次いで下山田校区38.3%、嘉穂校区36.9%、上山田校区34.7%の順となっており、牛隈校区の25.7%以外は30%を超えています。

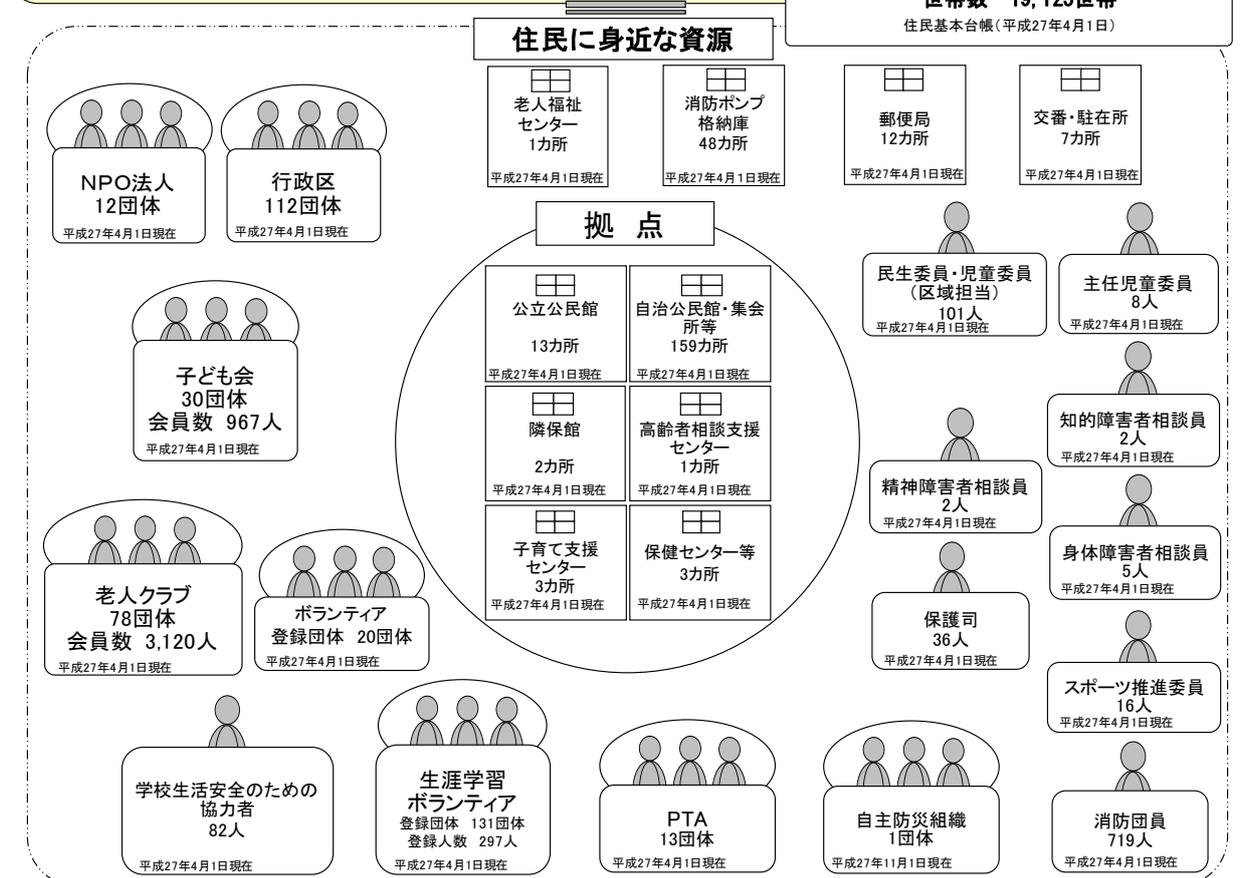
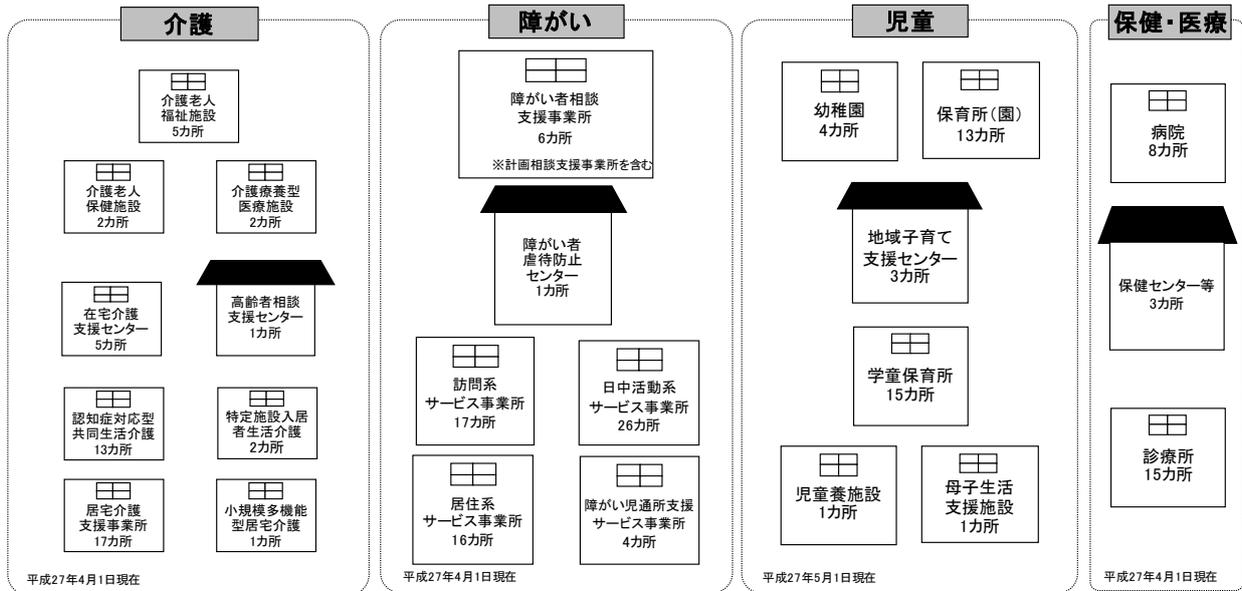
このような状況に対して、市民にとって身近な問題である福祉分野において、隣近所をはじめとして、市内8小学校区の地域単位で*地域資源を活用しながら、主体的に諸課題の解決に取り組むことが期待されています。

■小学校区別の人口・世帯数など■

	総人口 (人)	65歳以上 高齢者数 (人)	高齢化率 (%)	15歳未満 児童数 (人)	世帯数 (世帯)
稲築西校区	9,962	3,154	31.7	1,251	4,696
稲築東校区	7,341	2,506	34.1	830	3,549
碓井校区	5,566	1,828	32.8	361	2,567
上山田校区	6,263	2,175	34.7	660	3,129
熊ヶ畑校区	586	246	42.0	39	262
下山田校区	2,847	1,090	38.3	303	1,457
牛隈校区	1,921	493	25.7	292	868
嘉穂校区	6,520	2,403	36.9	642	2,597
全校区 計	41,006	13,895	33.9	4,378	19,125
校区平均	5,126	1,737	33.9	547	2,391

資料：市民課（平成27年4月1日現在）

嘉麻市内の主な地域資源の状況



第2章 地域福祉についての市民意向の把握

(1) 市民アンケート調査

計画の策定に当たり、地域福祉に関する市民の意向、課題などを把握し、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

なお、市民アンケート調査の結果については、「第4編 主要施策の展開」に記載しています。

■調査の実施方法と有効回収状況■

調査対象	嘉麻市に居住する20歳以上の市民3,000人
調査の時期	平成27年6月
調査の方法	郵送による調査票の配布・回収
回収数と回収率	有効回答数：1,290 有効回収率：43.0%

(2) 住民ワークショップ

計画の策定の段階から市民のみなさんの生の声を聞き、ご意見を取り入れていくことを目的として、住民*ワークショップを実施しました。

また、住民ワークショップでは、参加者同士が自分たちの地域の福祉への取り組みの現状や課題などについて、自由かつ活発に話し合うことで、“今後の地域住民による助け合い、支え合いのきっかけ”をつくることも目的としています。

■住民ワークショップの実施概要■

実施内容	◇稲築地区、碓井地区、嘉穂地区、山田地区ごとに1グループ5～7人程度で4グループを編成。 ◇4地区のグループに集まっていたいただいてワークショップを実施。
開催時期と回数	◇平成27年7月～8月に3回実施。
参加者	◇各地区から、市民、行政区長、*民生委員・児童委員、福祉団体関係者などのみなさんに参加していただきました。

■各グループの参加者数■

回	開催年月日	地区	参加者数
第1回	平成27年7月9日	碓井	市民3名 市職員・社協職員2名
		嘉穂	市民2名 市職員・社協職員3名
		稲築	市民4名 市職員・社協職員4名
		山田	市民4名 市職員・社協職員4名
第2回	平成27年7月23日	碓井	市民2名 市職員・社協職員3名
		嘉穂	市民1名 市職員・社協職員3名
		稲築	市民4名 市職員・社協職員3名
		山田	市民4名 市職員・社協職員2名
第3回	平成27年8月6日	碓井	市民2名 市職員・社協職員3名
		嘉穂	市民2名 市職員・社協職員3名
		稲築	市民5名 市職員・社協職員3名
		山田	市民4名 市職員・社協職員4名

■各グループの実施経過■

回	開催年月日	開催場所
第1回	平成27年7月9日	うすい人権啓発センターあかつき
第2回	平成27年7月23日	夢サイトかほ
第3回	平成27年8月6日	稲築公民館

■住民ワークショップ結果から浮かび上がる各地区の主な共通課題■

項目	主な共通課題
地域のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけ運動が大事です。また、一人住まいの方の見守り体制が必要となっています。地域住民のみんながあいさつすることからスタートすることが大切です。（自助、互助） ・ごみ出しの支援をすることはもちろんですが、困ったことがある方を見つけるシステムをつくる（気づけるシステムの構築）ことが大切です。（自助、互助） ・市民の福祉への理解度が低くなっています。また、社協との協力が必要となっています。福祉イコール苦しいではなく、楽しいに変え、感謝する気持ちを持つとともに、後継者を育成することが大切です。（自助、互助）
交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間で交流できる機会が減ってきています。子どもから高齢者まで世代を超えた交流ができるようにする必要があります。また、身近に気軽に集える居場所づくりやサロン活動の周知が大切です。
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物ができる場所までの距離があり、車がないと生活しづらくなっています。（互助） ・生活保護世帯に対する支援はありますが、生活保護世帯ではないが、生活に困窮している方への支援がありません。一生懸命頑張っても生活が苦しい家庭を支援することが大切です。（公助） ・*バリアフリー化を推進する必要があります。行政は手話対応ができるようにするとともに、誰もが社会参加できる仕組みをつくることが大切です。また、寄り添う気持ちが大切です。（互助、公助）

(3) 関係団体ヒアリング

計画の策定に当たり、市内で活動する関係団体・組織の責任者や実務者などに*ヒアリングを実施しました。ヒアリングに際しては、懇談会形式と個別ヒアリングを実施しました。

■関係団体懇談会の実施概要■

関係団体懇談会の実施	◇各団体から選ばれた人たちが一堂に会して、自由な雰囲気でお話し合いをしていただきました。
出席団体	嘉麻市社会福祉協議会 稲築地区福祉推進員会 嘉麻市民生委員児童委員協議会 嘉麻市老人クラブ連合会 嘉麻市身体障害者福祉協会 嘉麻市子ども会指導者連合会 嘉麻市PTA連合会 市内各小中学校PTA
実施日	平成27年10月8日

■関係団体個別ヒアリングの実施概要■

関係団体個別ヒアリングの実施	◇各団体・組織の責任者や実務者の方々に、ヒアリングシートを元にインタビュー形式でヒアリングを行いました。
対象関係団体	在宅介護支援センター関係者 身体障害者相談員 保育所（園）関係者 嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会 トロッコの会 トウインクルキャッツ 部落解放同盟嘉麻市協議会 稲築地区行政区長会 山田地区行政区長会 碓井地区行政区長会
実施日	平成27年10月15日～11月16日

■ 関係団体懇談会及び個別ヒアリングにおける地域福祉に関する主な意見 ■

項目	主な意見
地域のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子供たちへの声かけや見守り、ごみ出しの支援などが大切です。また、要援護者を支援する地域づくりが大切です。
社会福祉協議会及び各種団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会をはじめとした関係機関の情報共有と連携による地域福祉の推進が大切です。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に対する意識の醸成と、市民、関係団体への分かりやすい広報による周知徹底が大切です。また、市民の福祉マナーの向上が大切です。障がい者の人権尊重と自立支援が大切です。
交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流活動支援やふれあい・いきいきサロンなどの交流・ふれあいが大切です。また、地域住民と小中学校の交流も大切です。
地域福祉の担い手の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉のリーダーなどの担い手を育成することが大切です。中でも、福祉推進員や身体障害者相談員の育成が大切です。
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習としてだけでなく、中学生がPTAや各種団体と連携して、ボランティア活動などができるような場面があればいいと考えています。 ・ワンコインサービスの有償ボランティアがあればよいと考えています。
福祉サービスの適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスは、発信する人には対応できますが、自分から発信しない人には対応できず、自分で発信する力が無い人への対応が大切です。特に80代以上の方は介護保険と健康保険の区別など、基本的な制度が分からない人が多くなっています。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の職場が少なく、障がい者の就労支援が課題となっています。 ・どこに相談したらよいか分からない高齢者のために、地域に密着した「お困りごと相談先リスト」をつくる必要があります。
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の自立支援、共生のまちづくりとしてのバリアフリーの推進、交通手段の確保については、買い物弱者が多くなっていますが、送迎があれば、講演会やいきいきサロンなど、外へ出て行く人はたくさんいます。市バス・福祉バスなどの移動手段の確保が必要です。



第3編 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

今日、福祉サービスに関するニーズは複雑多様化しており、虐待や^{*}認知症、生活困窮者などへの対応を含め、これまでの施策だけでは対応が難しいことが増加しています。

これからの福祉のあり方は、市民自らが自分らしく生きることを前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを利用でき、安心して暮らせる環境を市民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

市民の誰もが安心して、生きがいをもって暮らすことのできる地域社会を確立するため、地域福祉の取り組みにおいては、市民自らが取り組むとともに、地域の中の多様な考え方、存在を認め合い、お互いの基本的人権を尊重しながら差別や排除されることがなく、共に生き、共に進めていくことが重要となります。地域住民との^{*}協働、福祉サービス事業所との連携などにより、地域における自助、互助、公助の役割を明確にし、地域^{*}コミュニティの再生と併せて地域福祉を推進していく必要があります。

このような本市の地域福祉の課題や方向性を踏まえ、第1次嘉麻市総合計画の地域福祉分野の目標を勘案し、市民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、みんなと共に支え合うまちづくりを進めるため、本市の目指す地域福祉の将来像を、「**安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻**」とします。

本市の目指す地域福祉の将来像

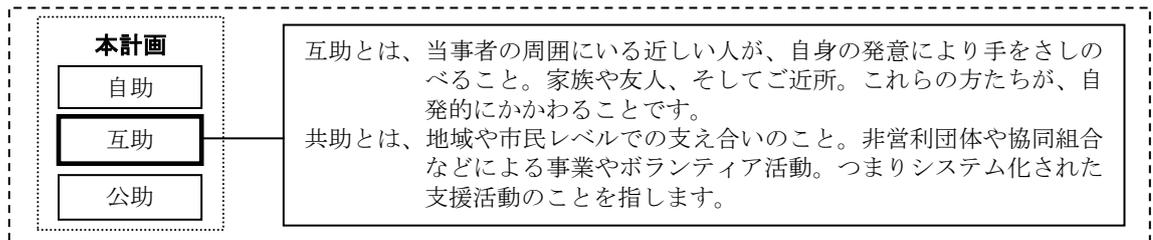
安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻

(2) 基本的な視点

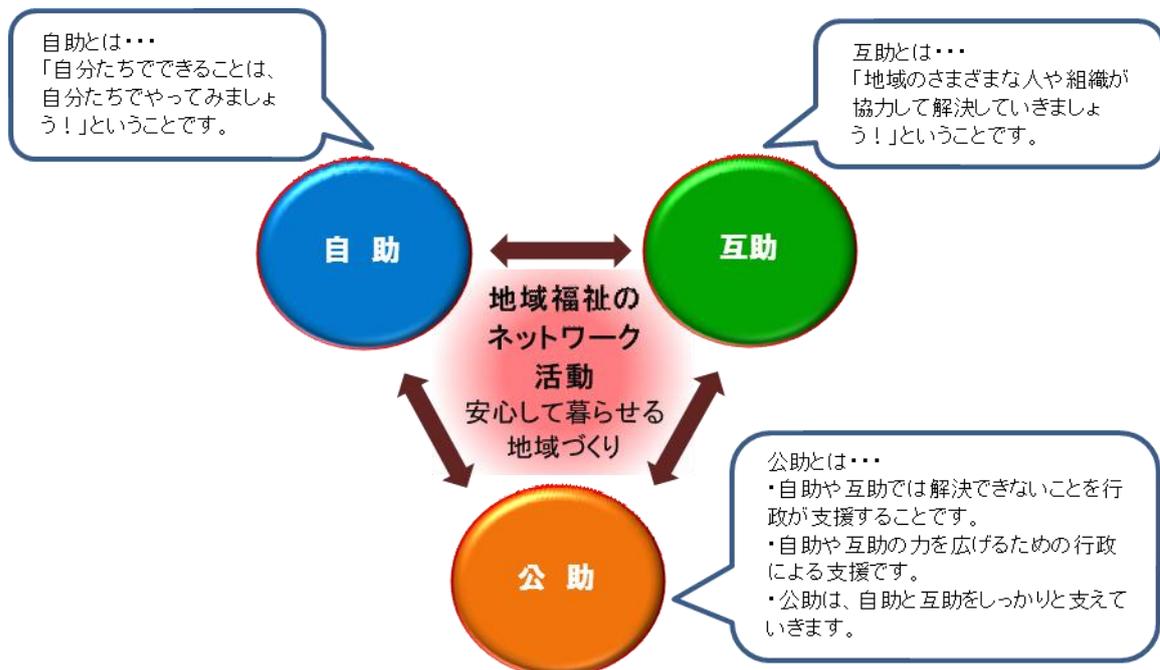
「安心、ゆとりのある地域福祉のまち 嘉麻」を支える基本的な視点（考え方）として、次のとおり「自助（市民一人ひとりや家族の心掛け、取り組み）」「互助（地域全体での取り組み）」「公助（行政の取り組み）」を掲げます。

基本的な視点	意味すること
自 助 (市民一人ひとりや家族の心掛け、取り組み)	市民一人ひとりや家族の自立であり、市民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域の課題の解決に向けて自分や家族でできることを主体的に行うこと。
互 助 (地域全体での取り組み)	地域で生活する人や活動をしている人、地域の事業所など様々な人や組織が、協力して共に地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体の力、福祉力などをつけること。
公 助 (行政の取り組み)	行政としての責任と役割を果たすとともに、市民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

注：本計画では、互助と共助を合わせて互助とし、役割分担を自助、互助、公助とします。



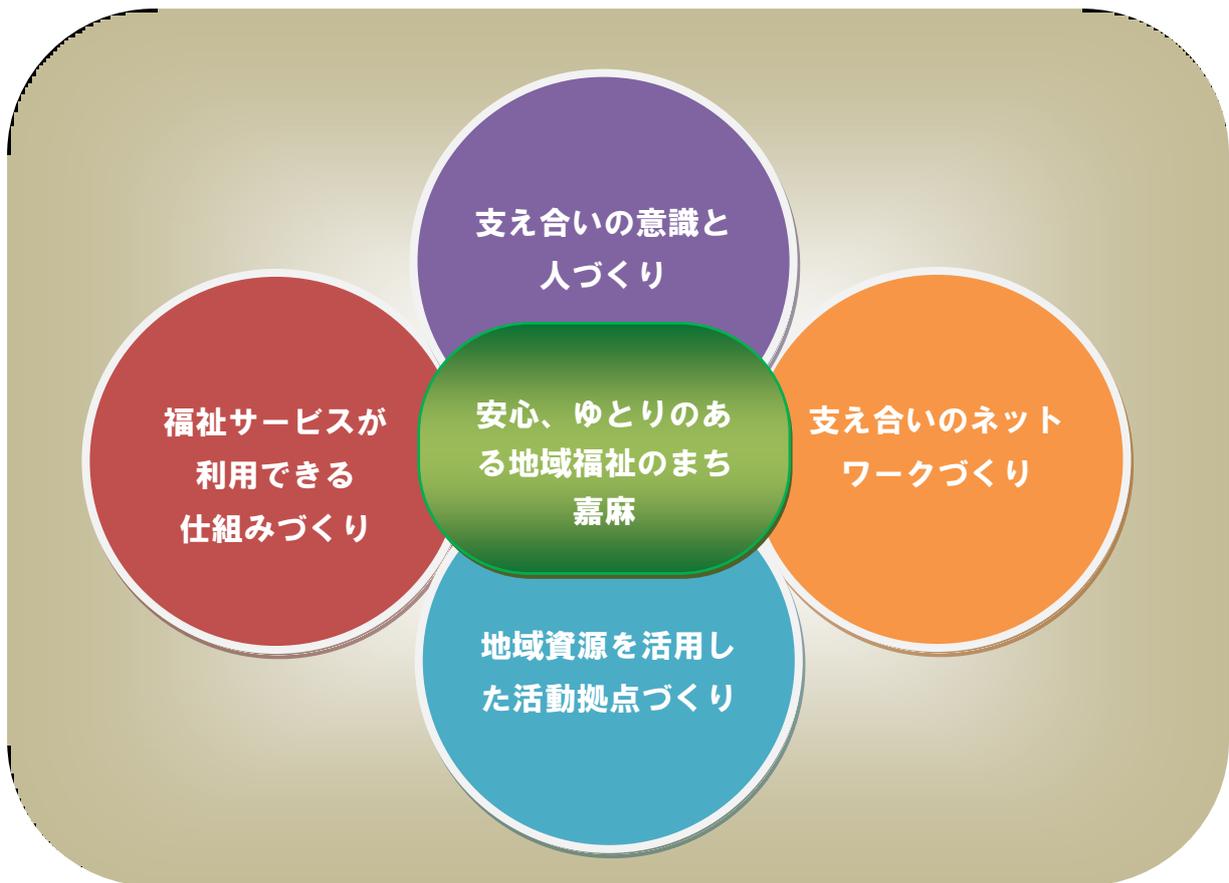
地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「公助」、これら3つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要であり、これらの緊密な連携が不可欠となります。



第2章 計画の基本目標

(1) 計画の基本目標

「基本理念」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定し、市民と地域・行政が一体となって取り組んでいきます。



《基本目標1》 支え合いの意識と人づくり

みんなと共に支え合うまちづくりを実現するための基本となるものは、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

このため、人権の啓発に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを進めます。また、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを進めるとともに、市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、人権教育、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を支えるのは、市民一人ひとりの活動です。人と人が助け合い、支え合う福祉の心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなど活動にかかわる人材の確保・育成を図ります。

《基本目標2》 支え合いのネットワークづくり

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす誰もが、地域のことや隣近所・周囲の人に関心をもち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが重要です。そして、地域の支え合いをより一層高めるためには、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するための*ネットワークづくりが必要となります。

このため、市民や地域の事業所・団体、ボランティアなどへ呼びかけて、ネットワークを形成し、地域の実情に即した効果的な支援策を展開します。

《基本目標3》 地域資源を活用した活動拠点づくり

身近な地域単位で地域福祉を推進するためには、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するための活動の拠点づくりが必要となります。

このため、地域の地区公民館や集会所など既存の地域資源を活用し、活動に参加しやすい環境整備を支援します。

《基本目標4》 福祉サービスが利用できる仕組みづくり

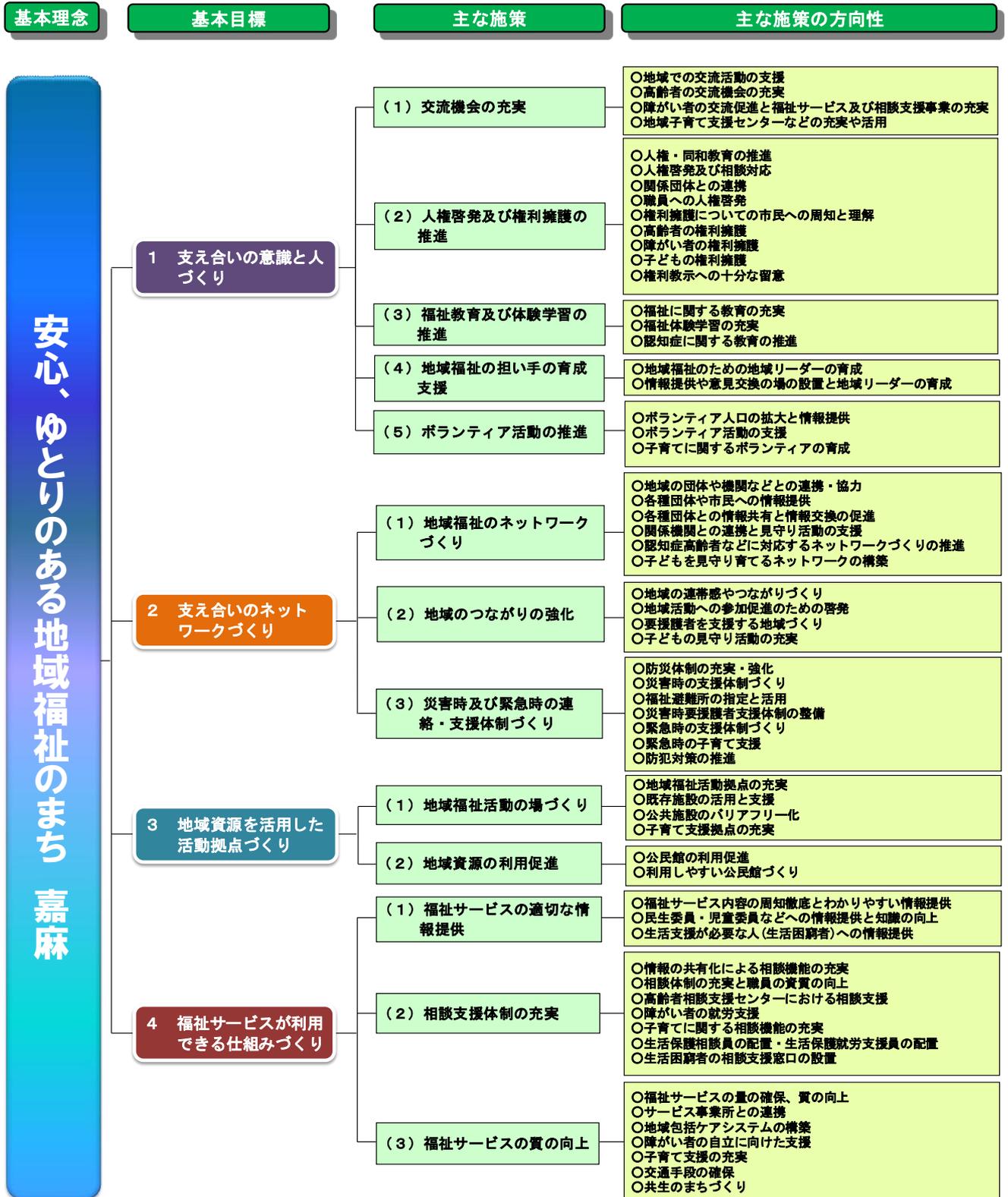
市民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らせるためには、支援が必要なときに適切な福祉サービスを、身近で気軽に利用できることが大切であることから、こうした環境をつくることや利用者本位の福祉サービスの確保が求められています。

このため、地域における様々な福祉ニーズを的確に把握するとともに、支援を必要とする人が地域の中で安心して自立して生活できるよう、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制の充実、*権利擁護の推進、福祉サービスの質の向上に取り組めます。

また、様々な理由で働くことが困難な状況にある人が、地域で経済的にも自立した生活を送ることができるよう相談支援に努めます。

(2) 施策の体系

嘉麻市地域福祉計画の施策の体系



第4編 主要施策の展開

第1章 支え合いの意識と人づくり

(1) 交流機会の充実

現状と課題

- ◇地域行事への参加が少ないという課題がありますが、みんなが来たくなるお祭りをはじめ地域の伝統行事が大切に残されており、地域行事に子どもの頃から参加することで地域への愛着を育み、伝統をつなげていくことが大切です。●(WS)
- ◇高齢で動けない人が多く、若い人が少ないため、一斉清掃や草刈りなどの地域のことまで手が回らなくなっています。以前は行政に頼らなかったのですが、今は行政が実施するのが当たり前と思っている人が多くなっています。各地域で開催される行事の中で、地域福祉に関する理解が深まるよう働きかけています。●(KD)
- ◇地域における行事などを地域の団体の情報交換の場としていますが、さらなる情報交換の場が必要です。
- ◇地域における活動、子ども会活動、関係団体の交流会など、地域での交流行事を進めるための活動支援を行い、交流できる機会・場の充実を図っています。
- ◇地域の伝統行事への生徒の参加を奨励したり、地域住民を活用した体験活動の支援をしたりして児童・生徒と地域との交流を図っています。●(KD)
- ◇少子化により、同年齢の子どもたちの横のつながりとともに、縦のつながりの重要性が増しており、学童保育などを通して、学年を越えた児童の交流を促進しています。
- ◇世代間で交流できる機会(地域行事など)が減ってきています。地域の異なる世代の人たちが交流し、助け合いや支え合いの仕組みをつくる必要があります。●(WS)
- ◇地区単位、公民館単位で行える事業の充実が必要です。●(WS)
- ◇地域行事を大人も子どもも一体となって実施し、伝統を存続できるように子どもたちへ伝承していくことが大切です。●(WS)
- ◇一人暮らしの高齢者などの増加に伴い、閉じこもり予防や交流機会のさらなる確保が必要となっています。●(WS)
- ◇高齢者が元気に過ごせるように、高齢者をはじめ誰もが社会参加できる仕組みや場をつくり、高齢者の知識、残存能力を活かして社会参加してもらうことが大切です。●(WS)
- ◇高齢者が気軽に集える場所が少なく、ふれあい・いきいきサロンの参加者に男性が少ない状況です。気軽に行ける居場所がそれぞれの地区に必要です。●(WS) ●(KD)

◇障がいのある人への理解を深める必要があります。●（KD）

◇障がいのある人が地域の様々な行事に参加できるように支援をする必要があります。

◇要援護者とその家族や市民を対象にした講演会などを開催して、問題や課題の周知に努める事が大切です。その際、関係団体などと事前の協議を深めるとともに、要援護者とその家族と市民とが出会い、継続的に交流できる場づくりを検討する必要があります。●（KD）

◇過保護の子どもが多く、子どもを取り巻く環境が昔と変わってきています。親の放任主義や親が教育の仕方が分からないといったことが問題となっており、地域の子もたちとのふれあいの場やコミュニケーションが必要となっています。●（WS）●（KD）

◇子育て中の母親は不安を抱えている人が多く、仲間を求めています。母親同士の仲間づくりの場をつくる事が大切です。●（WS）

注：●（WS）とは、住民ワークショップにおける市民のみなさんご意見です。（以下同様です。）

●（KD）とは、関係団体ヒアリングにおける団体のみなさんご意見です。（以下同様です。）

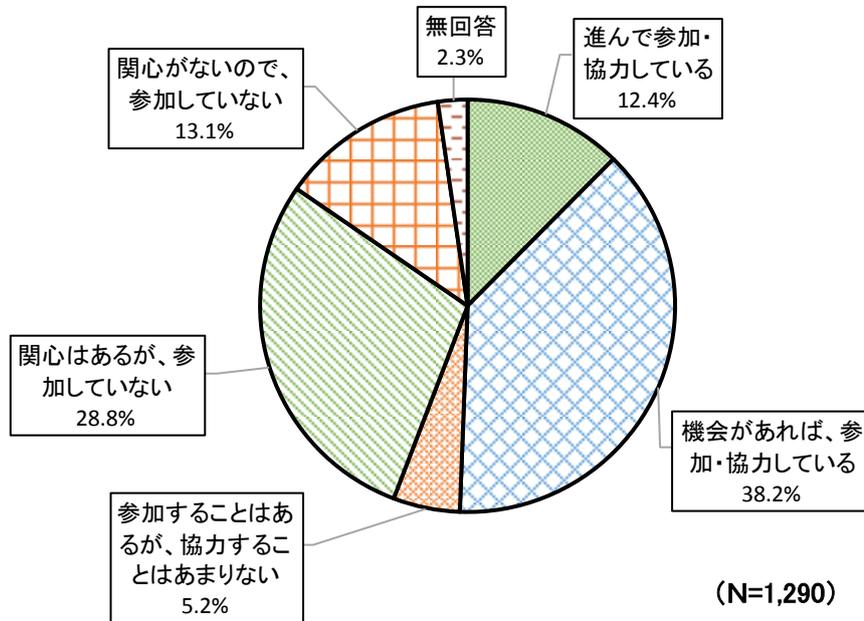


【市民アンケート調査より】

■地域の行事や活動などへの参加状況について

◇地域の行事や活動などへの参加状況は、「機会があれば、参加・協力している」が38.2%で最も多く、これに「進んで参加・協力している」12.4%を加えた『参加・協力している』人は50.6%となっています。

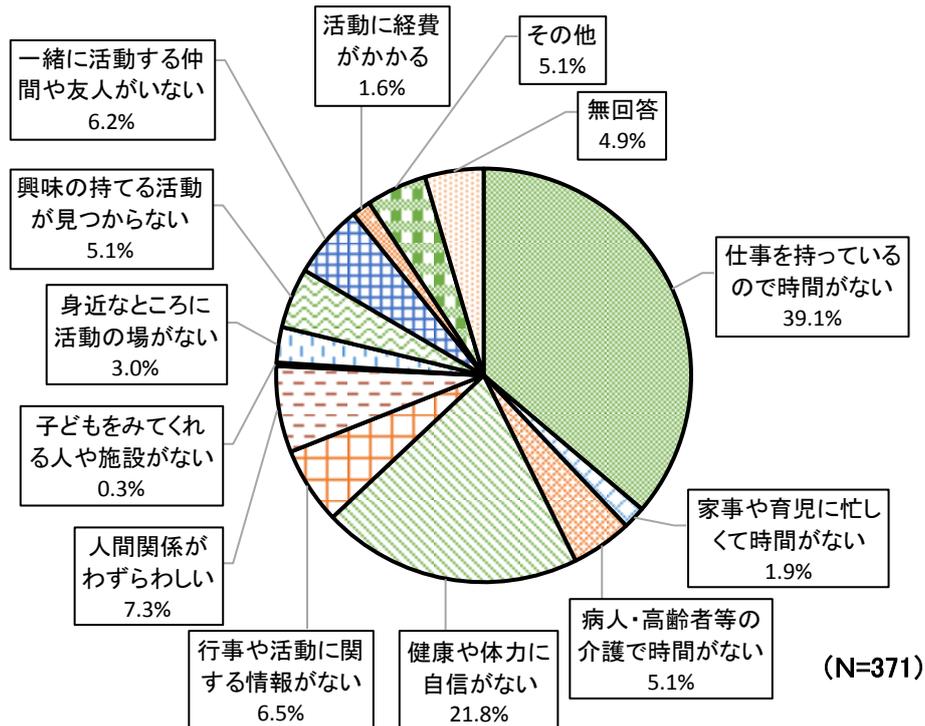
■ 地域の行事や活動などへの参加状況



■地域の行事や活動などに参加しない理由について

◇地域の行事や活動などに「関心はあるが、参加していない」と回答した人に、参加しない理由を尋ねたところ、「仕事を持っているので時間がない」が39.1%で最も多く、次いで、「健康や体力に自信がない」の順となっています。

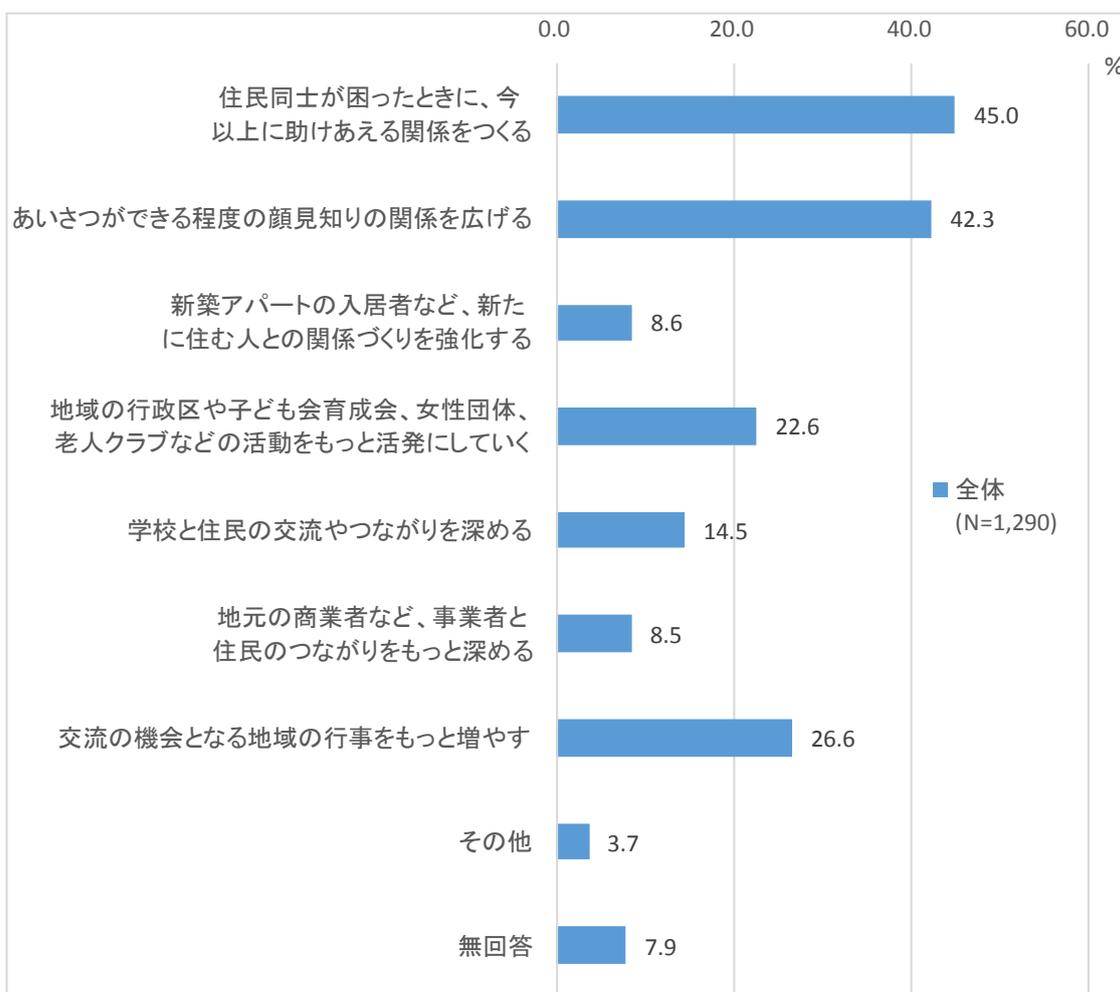
■ 地域の行事や活動などに参加しない理由



■地域の活動や行事が活発に行われるために大切なことについて

◇「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が45.0%で最も多く、次いで、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」、「地域の行政区や子ども会育成会、女性団体、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」の順になっています。市民のみなさんは、住民同士の人間関係をつくるとともに、交流の機会を増やすことが大切であると考えています。

■ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと



施策の方向性

○地域での交流活動の支援

- ◇子どもたちの地域での体験活動や地域住民との交流などを促進します。●(KD)
- ◇地域における交流行事への活動を支援し、世代間交流の機会が充実するよう、地域行事の活性化などを働きかけていきます。
- ◇在宅で高齢者の介護を行っている人や子育て中の保護者など、同じ悩みを抱えている人同士が、交流できる場の充実を図ります。

○高齢者の交流機会の充実

- ◇高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがいを感じる活動を行うことにより、コミュニケーションの活性化、閉じこもりの防止、健康の維持増進が図られるよう支援します。
- ◇ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの自主的な活動を支援するとともに、高齢者と子どもとの交流を促進します。

○障がい者の交流促進と福祉サービス及び相談支援事業の充実

- ◇地域の交流行事に障がいのある人も参加できるように支援します。
- ◇障害福祉サービス及び相談支援事業の充実を図ります。

○地域子育て支援センターなどの充実や活用

- ◇地域子育て支援センター3カ所において、地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室などを行っていますが、事業内容を知らない人が多く、事業についての情報提供が課題の1つになっています。今後も地域の子育て支援拠点としての機能充実に取り組むとともに、市ホームページや広報紙などによる事業の周知を行い、子育て親子の交流の場としての活用促進を図ります。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇地域活動に協力してくれる人はたくさんいます。自分も無理せず身の丈に合った活動に努めます。●(WS)
- ◇地域の交流行事に参加します。
- ◇障がいのある人も積極的に交流行事に参加します。
- ◇高齢者との交流や支援の大切さについて、家庭で子どもに教えます。●(KD)

○地域全体で取り組むこと

- ◇学校を退職された先生に公民館などで子どもに勉強を教えてもらいます。●(KD)
- ◇おじいちゃんやおばあちゃんが得意なことを子どもたちに教えてもらいます。●(KD)
- ◇老人クラブに保育所(園)で餅つき、独楽回し、竹とんぼづくりを子どもたちに教えてもらいます。また、小学校では子どもたちと遊びを通じた体験活動を通しての交流をもらいます。●(KD)
- ◇今の親が外あそびを経験していないので、高齢者などのお年が上の方に外遊びの仕方を子どもたちに教えてもらいます。●(KD)
- ◇老人クラブなどでの交流を活性化し、閉じこもりの防止を図ります。
- ◇障がいのある人やその家族に地域における交流行事への参加を呼びかけます。
- ◇関係団体の交流を通じて、情報交換と理解を深めます。
- ◇同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場の充実を図っていきます。

○行政が取り組むこと

- ◇地域における交流行事への支援に努めます。
- ◇要援護者とその家族や市民が継続的に交流できる場づくりを検討します。●(KD)

(2) 人権啓発及び権利擁護の推進

現状と課題

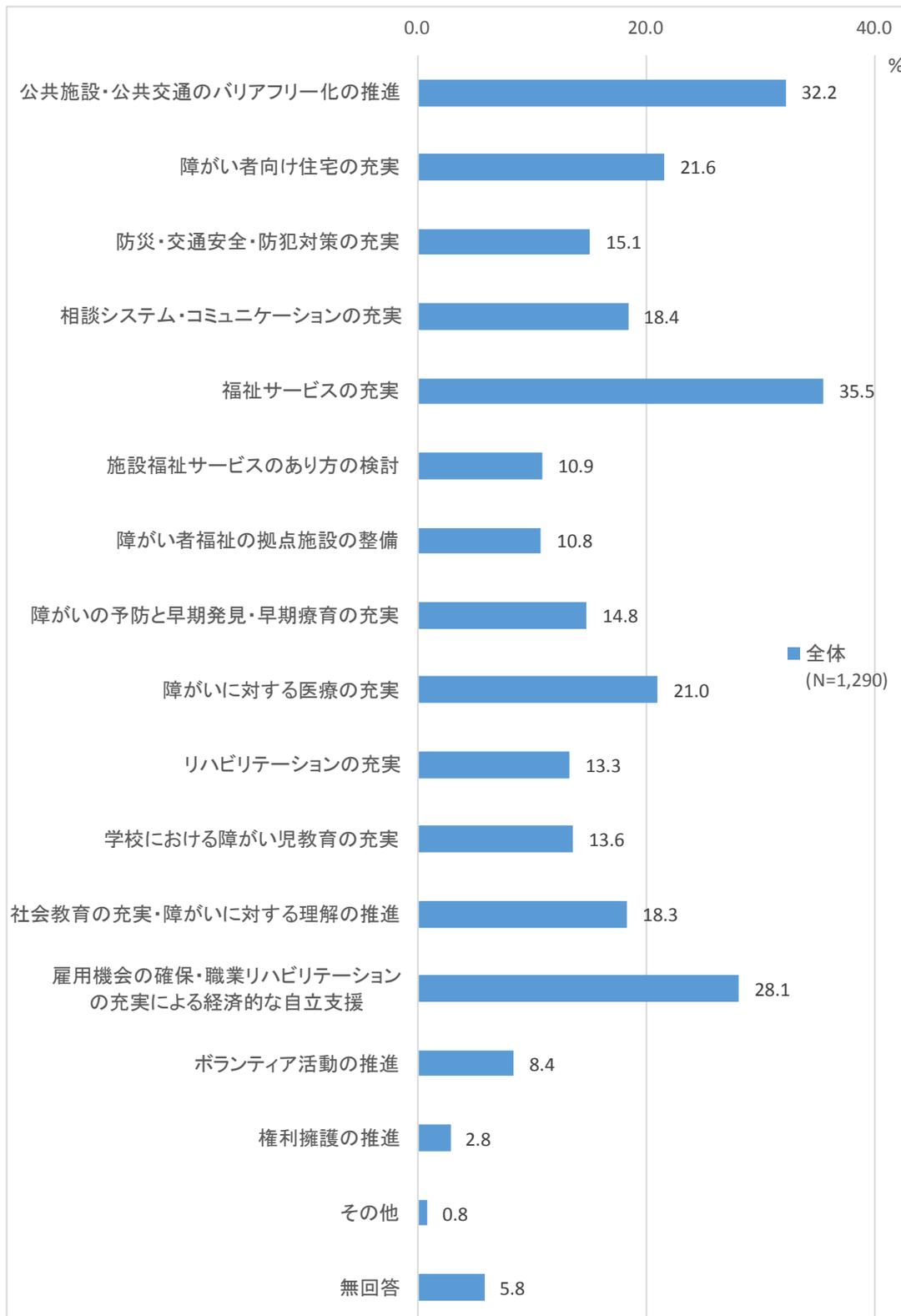
- ◇人権問題に対する理解の不足や誤った認識による心（意識）のバリアを取り除き、正しい認識と理解を深めることにより差別や偏見のない社会を築いていくことが必要です。
- ◇すべての人が人権問題を身近なこととして考え、正しい理解と認識を深め、人権感覚にすぐれた行動を身につけるとともに、身近なところから支えあい、助け合うという活動にかかわりながら、様々な人権問題の存在に気づくことによって、心（意識）のバリアを解消し、人権問題解決への取り組みを積極的に進めていくことが必要です。
- ◇「嘉麻市人権教育・啓発基本方針」に基づき、様々な人権教育、人権啓発に取り組んでいますが、お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭い感性を身につけていくことが必要です。
- ◇家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会と活動を通して市民一人ひとりの人権問題についての関心を高めるとともに、人権意識を高め、人権感覚を磨いていくことが必要です。
- ◇中長期的な展望に立ち、同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分の問題としてとらえることのできる啓発活動や生涯学習の視点から、人権運動団体などと連携を図りながら、人権教育・人権啓発に取り組む必要があります。
- ◇基本的な課題である差別問題をなくしていかないと、教育を受けても市内に就職先がなく、他市へ行ってしまうケースがあります。●（KD）
- ◇少子高齢化や核家族化が進行する中で、住み慣れた自宅で安心して生活している高齢者とそうでない方がいます。また、自宅で十分な支援が受けられず、行き場を失っている高齢者がいるような状況も明らかになってきました。誰もが地域で安心して尊厳のある生活ができるように、権利と財産を守るための支援や虐待などから高齢者などを守る取り組みを行っています。●（KD）
- ◇障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、障がいを理由とした差別をなくし、権利を擁護する仕組みづくりに努めています。
- ◇権利擁護については、*成年後見制度をはじめ、相談が増加することが予想されることから、相談員などの人材育成が急務となっています。
- ◇児童虐待の早期発見のため、保育所（園）などへの入所時や日常保育での早期発見に努めるとともに、乳幼児健診や新生児訪問などの機会を活用し、子どもの発達・発育と親子関係などを見守りながら、育児支援及び児童虐待の早期発見に努めています。

【市民アンケート調査より】

■ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取り組みについて

◇「福祉サービスの充実」が35.5%で最も多く、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」、「雇用機会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」、「障がい者向け住宅の充実」の順となっています。一方、**権利擁護の推進は2.8%とわずかであり、権利擁護の必要性に対する理解を促す必要があります。**

■ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取り組み



施策の方向性

○人権・同和教育の推進

- ◇子どもから大人まで一人ひとりが、様々な人権問題を自らの問題としてとらえることのできる視点を持ち、行動するための気づきにつながるよう、人権問題に対する正しい認識と理解を深める教育を推進します。
- ◇市民が、人権問題に関する正しい認識と理解を一層深め、差別の助長や拡散を防止し、自らの問題として人権問題をとらえることができるよう、地域や事業所などに対する人権問題研修会を開催し、人権意識の向上を図ります。

○人権啓発及び相談対応

- ◇同和問題をはじめとして、様々な人権問題に対して、市民への理解が深まるよう、より多くの市民が参加できる人権研修会や人権講演会を継続して開催します。
- ◇人権相談の対応として、*隣保館で実施する各種事業を通じて、生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業に積極的に取り組み、福祉の向上や人権啓発の推進を図ります。

○関係団体との連携

- ◇各関係団体との連携が不可欠であるため、今後も連携を密にして人権教育・人権啓発の推進を図ります。

○職員への人権啓発

- ◇人権に関する知識・*スキル・態度を身に付けるため、人権研修の充実を図ります。

○権利擁護についての市民への周知と理解

- ◇権利擁護についての市民への周知方法を検討するとともに、制度への理解を深める方策を検討します。

○高齢者の権利擁護

- ◇地域の高齢者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応、消費者被害の防止などについて、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が相談窓口となり、必要な支援を行います。

○障がい者の権利擁護

◇障がい者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、障がい者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応など、支援が必要な障がい者に対して継続して権利擁護事業を行い、支援します。

◇飯塚圏域障がい者自立支援ネットワークにおいて、「障がい者虐待防止センターたいよう」をはじめ5事業所へ障がい者虐待防止センターの運営を委託し、虐待を受けた障がい者に関する問題や養護者の支援に関する相談への対応、情報提供などの援助、その他の必要な援助の継続に努めます。

○子どもの権利擁護

◇医療、保健、教育、警察などの関係機関から構築された「*要保護児童対策地域協議会」において、情報交換及びケース会議を開催し、児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。

○権利教示への十分な留意

◇生活保護受給世帯への権利と義務の教示に十分に留意します。



市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇人権にかかわる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。
- ◇高齢者や障がい者（児）が不安や悩みがなく安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ◇障がいのある人も積極的に情報を得ることができるよう、地域や行政に働きかけます。
- ◇障がいのある人の特性に応じた支援に努めます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇人権に関する地域での学習の場を充実します。
- ◇みんなで協力して、人権が尊重され、差別や排除されることがない地域社会の実現に努めます。
- ◇地域で高齢者や障がい者（児）を温かく見守り、異変に気づいたら行政などに相談します。

○行政が取り組むこと

- ◇障がいを理由とした差別を無くし、人権を尊重するとともに、権利を擁護する取り組みを強化します。
- ◇様々な機会を通じて、各種福祉制度や人権尊重にかかわる周知を図っていきます。
- ◇関係機関と連携しながら、高齢者、障がい者及び児童の虐待防止と権利擁護の取り組みを強化します。●（KD）
- ◇保健師・保育士などを中心に、関係機関との連携を図り、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待防止に関する広報・周知を行い、児童虐待の早期発見と未然防止に関する取り組みを引き続き行います。
- ◇職員への人権研修の充実を図ります。

(3) 福祉教育及び体験学習の推進

現状と課題

- ◇様々な機会を通して、高齢者や障がいのある人のことを理解する福祉教育の推進が必要です。
- ◇子どもや市民に対し、ボランティア体験や発表の場、車椅子体験や高齢者疑似体験などの場を設け、体験学習を推進する必要があります。
- ◇認知症についての正しい理解や対応を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催しています。
- ◇市全体で*ノーマライゼーションの理念の浸透を図っていく必要があります。
- ◇聴覚障がい者の気持ちが伝わりにくいので、手話を地域の方に学んでいただくため、みんなが参加しやすい手話の講習会などを実施しています。●(WS)
- ◇自殺の現状や自殺予防対策に関する市民の理解を深めるため、年1回自殺対策強化月間に講演会を開催しています。

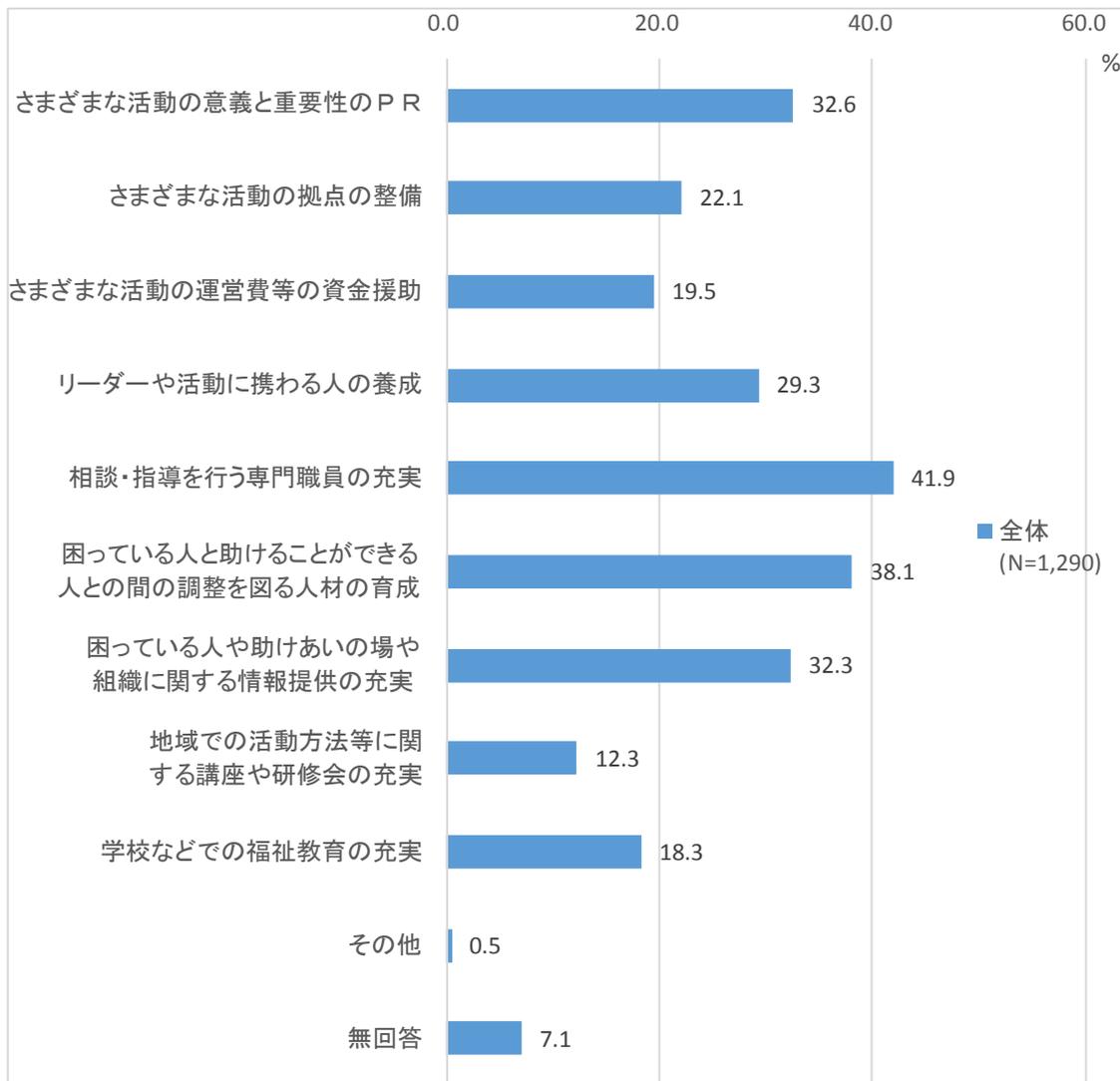


【市民アンケート調査より】

■地域福祉を推進していくために重要な取り組みについて

◇「相談・指導を行う専門職員の充実」が41.9%で最も多く、「困っている人と助け合えることができる人との間の調整を図る人材の育成」、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」、「困っている人や助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」、「リーダーや活動に携わる人の養成」の順となっています。地域福祉を担う人づくりが上位を占めています。

■ 地域福祉を推進していくために重要な取り組み



施策の方向性

○福祉に関する教育の充実

◇障がいや障がいのある人に対する理解を深めるなど、福祉教育の充実を図ります。

◇学校関係者や保護者が実施する障がい児を理解する研修会などを支援します。

○福祉体験学習の充実

◇小中学校の児童・生徒が福祉体験の授業の中で、より多くの体験活動ができるように支援します。

○認知症に関する教育の推進

◇「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症についての正しい知識を学ぶ機会をつくります。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育をします。
- ◇地域や学校で行う研修会などに参加します。
- ◇障がいを理解するための研修会などへ参加します。
- ◇「認知症サポーター養成講座」に積極的に参加します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇関係団体やボランティア関係団体と協力し、様々な体験を提供します。

○行政が取り組むこと

- ◇親が学べる家庭教育、福祉教育に関する講演会などを開催するとともに、参加を呼びかけます。●（WS）
- ◇高齢者や障がい者などの様々な体験学習に向けた取り組みを推進します。
- ◇認知症についての正しい知識を深めるため、各地域での「認知症サポーター養成講座」の開催を推進します。
- ◇聴覚障がい者との交流のための市民向け手話講習会の開催を継続します。●（WS）

(4) 地域福祉の担い手の育成支援

現状と課題

- ◇行政区長、民生委員・児童委員、福祉推進員などの地域を担う人材を育成する必要があります。●(KD)
- ◇行政区長などを中心に地域の活動を積極的に行っていますが、少子高齢化の進行や地域の間関係が希薄になる中、地域を担う人材が少なくなっているため、将来の中心となる地域のリーダーを育成する必要があります。●(KD)
- ◇地域リーダーの高齢化で世代が変わりつつあります。従来からの人や地域の関係性が希薄にならないように、新しい世代のリーダーを育成することが大切です。●(WS)
- ◇子どもたちを引っ張っていくリーダーを育成することが大切です。●(WS)
- ◇子ども会を復活させることも大切です。●(WS)

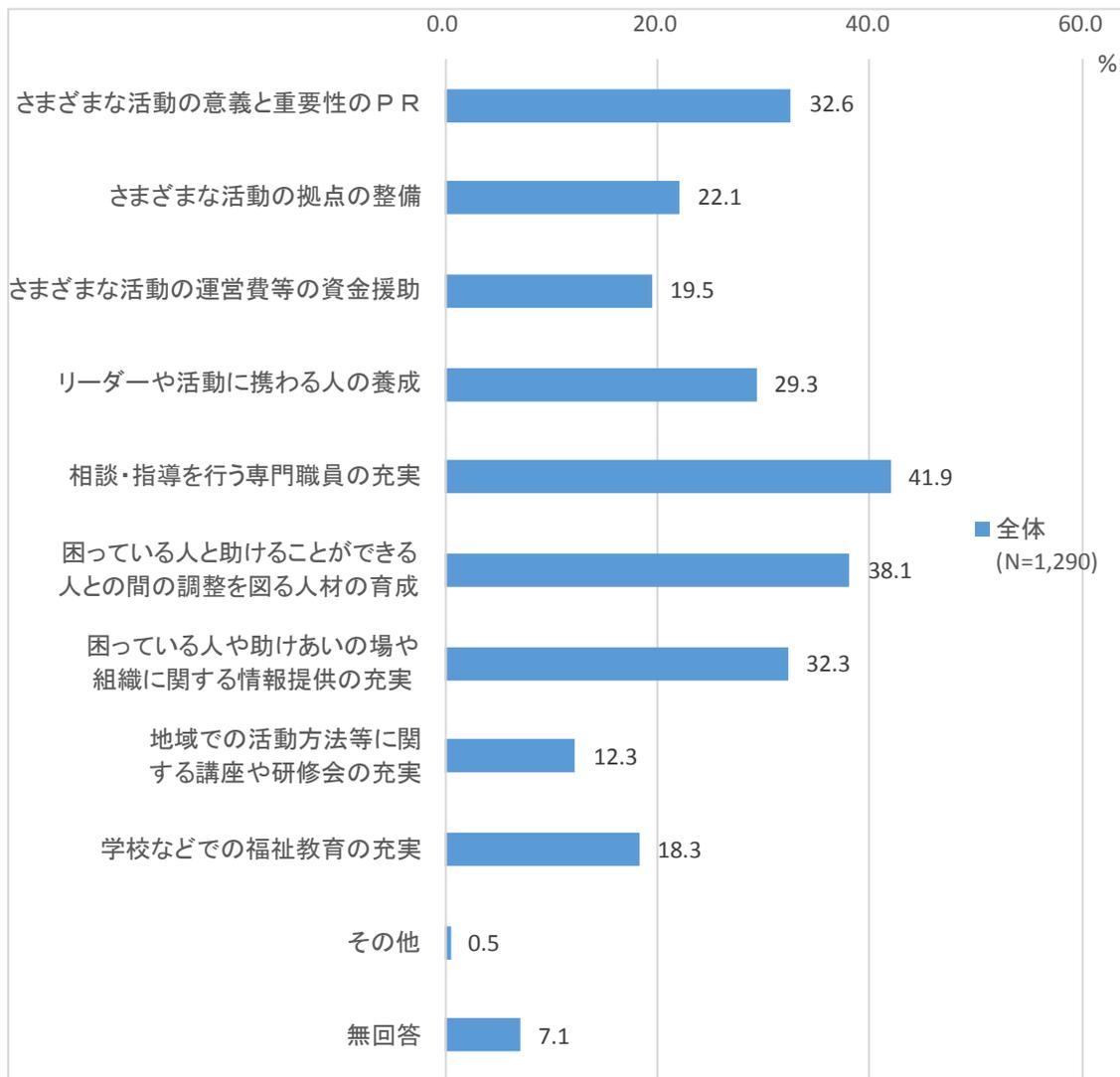


【市民アンケート調査より】

■地域福祉を推進していくために重要な取り組みについて

◇「相談・指導を行う専門職員の充実」が41.9%で最も多く、「困っている人と助けることができる人との間の調整を図る人材の育成」、「さまざまな活動の意義と重要性のPR」、「困っている人や助けあいの場や組織に関する情報提供の充実」、「リーダーや活動に携わる人の養成」の順となっています。市民のみなさんは専門職員の充実や地域活動の重要性のPRとともに、リーダーの養成に努めることが重要であると考えています。

■ 地域福祉を推進していくために重要な取り組み



施策の方向性

○地域福祉のための地域リーダーの育成

◇地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、地域リーダーの育成に努めます。

◇若い人を引っ張るジュニアリーダーを育成します。

○情報提供や意見交換の場の設置と地域リーダーの育成

◇情報提供や意見交換の場を設け、地域リーダーの育成につなげていきます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

◇地域活動に興味を持ちます。

◇積極的に地域活動に関する講座などに参加します。

○地域全体で取り組むこと

◇各団体の連携を図るリーダーを養成します。

◇子ども会活動の復活を検討します。●（WS）

○行政が取り組むこと

◇行政区長、公民館長、民生委員・児童委員、福祉推進員、ボランティア団体などを中心とした地域のリーダーを養成するとともに、活動を支援します。●（KD）

◇子ども会活動の復活を支援します。●（WS）

(5) ボランティア活動の推進

現状と課題

- ◇災害時のボランティアについては、大規模な災害を契機にさらに認知度が高まりました。
- ◇福祉やボランティアに関心があっても、活動に結びついていない人がいるため、参加しやすい環境づくりが必要です。
- ◇ボランティアに対する意識を高める必要があります。
- ◇地域の中で介護予防事業の普及・拡大を支援するボランティアを育成することが必要です。
- ◇学習としてだけでなく、中学生がPTAや各種団体と連携して、「活動」できるような場をつくる必要があります。●(KD)

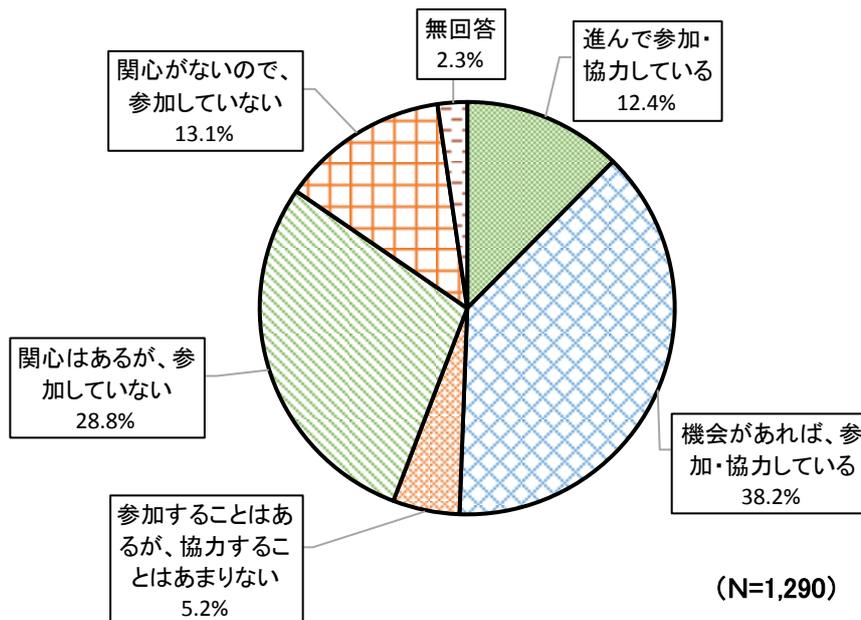
【市民アンケート調査より】

■地域の行事や活動などへの参加状況について

◇地域活動への参加状況は、「機会があれば、参加・協力している」と「進んで参加・協力している」を合わせた『参加・協力している』人は約5割となっています。

一方、「関心はあるが、参加していない」と「関心がないので、参加していない」を合わせた『参加していない』人は3割強となっています。

■ 地域の行事や活動などへの参加状況



施策の方向性

○ボランティア人口の拡大と情報提供

- ◇各種ボランティア団体との連携を図り、育成・強化を図ります。
- ◇地域に「どんなボランティアが必要なのか」、「どんな方法でできるのか」、社会福祉協議会と連携しながら地域のニーズに応じた情報を提供します。

○ボランティア活動の支援

- ◇民生委員・児童委員や各種ボランティア団体と連携し、潜在的なボランティアの掘り起しについて検討し、ボランティア活動を支援していきます。

○子育てに関するボランティアの育成

- ◇子育てサークル・ボランティアの育成・支援に取り組みます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇ボランティア活動に参加しようという意識を持ちます。
- ◇無理のない程度でボランティアに参加します。
- ◇家庭での子どものボランティア教育に努めます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇必要な分野のボランティアの情報を提供します。
- ◇地域の中でボランティア活動をする人を支援、育成します。
- ◇子どもの頃からボランティア意識を高めていくことに努めます。
- ◇地域活動やボランティアに参加しやすい環境をつくっていきます。

○行政が取り組むこと

- ◇災害時における具体的なボランティアの需要についての情報提供を行います。
- ◇介護予防や子育て支援事業などにかかわるボランティアなどの人材を育成する事業を支援します。

第2章 支え合いのネットワークづくり

(1) 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

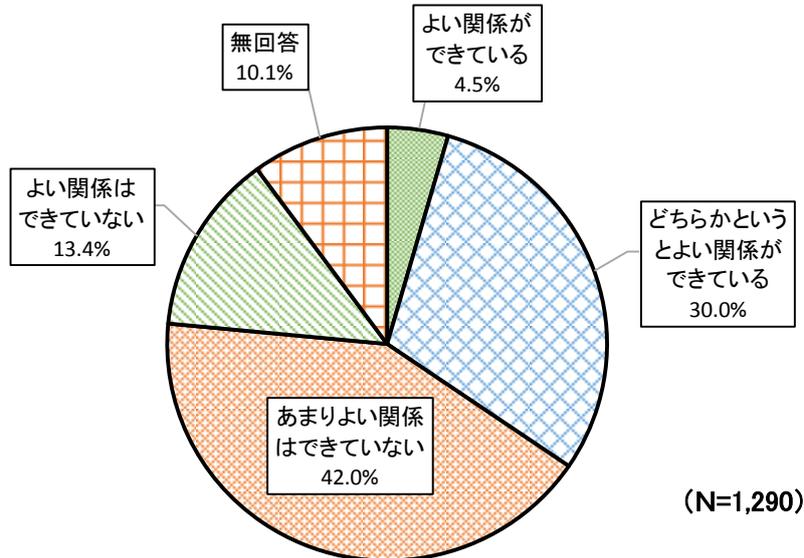
- ◇地区内の民生委員・児童委員、組長、行政区長との連携が取れていて、良好な関係を築いています。組回覧の配布物を組長さん宅に持参した時に直接組長さんと会って話をし、情報交換をしています。●(KD)
- ◇地域における課題に対応するためには、地域住民、関係団体、行政のネットワークを強化する必要があります。●(KD)
- ◇高齢者や障がい者などのニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを提供できるよう、地域におけるネットワークづくりや関係機関との連携を図る必要があります。
- ◇個人情報の取り扱いが難しくなっていますが、地域住民が高齢者や障がい者の情報を共有する必要があります。●(WS)
- ◇社会福祉協議会への委託事業については、情報の共有・連携を行っています。
- ◇地域にある様々なニーズには社会福祉協議会だけでは対応できないので、地域住民との協働が欠かせません。一人でも多くの方とともに福祉のまちづくりを進める必要があります。●(KD)
- ◇地域の理解や協力が必要な施策については、課題を共有できるよう、適時、制度の周知や情報の提供を行っています。
- ◇関係機関との連携強化を図り、地域における一人暮らしの高齢者をはじめとした高齢者などの見守り活動を推進する必要があります。
- ◇各種福祉団体が、お互いに情報交換などができるように努める必要があります。
- ◇障がいのある人の情報がなかなか得られないという問題があります。また、社会福祉協議会をはじめとした関係機関の情報共有と連携が必要です。地域の課題を共有し、新たな取り組みにつなげることが大切です。●(WS)

【市民アンケート調査より】

■ 地域福祉に関する市行政と市民との協働の状況について

◇「よい関係ができている」と「どちらかというともよい関係ができている」を合わせた『よい関係ができている』は34.5%、『よい関係はできていない』は55.4%となっています。市民同士の助け合いをベースに市民、関係機関、行政の連携による福祉のネットワークをつくる必要があります。

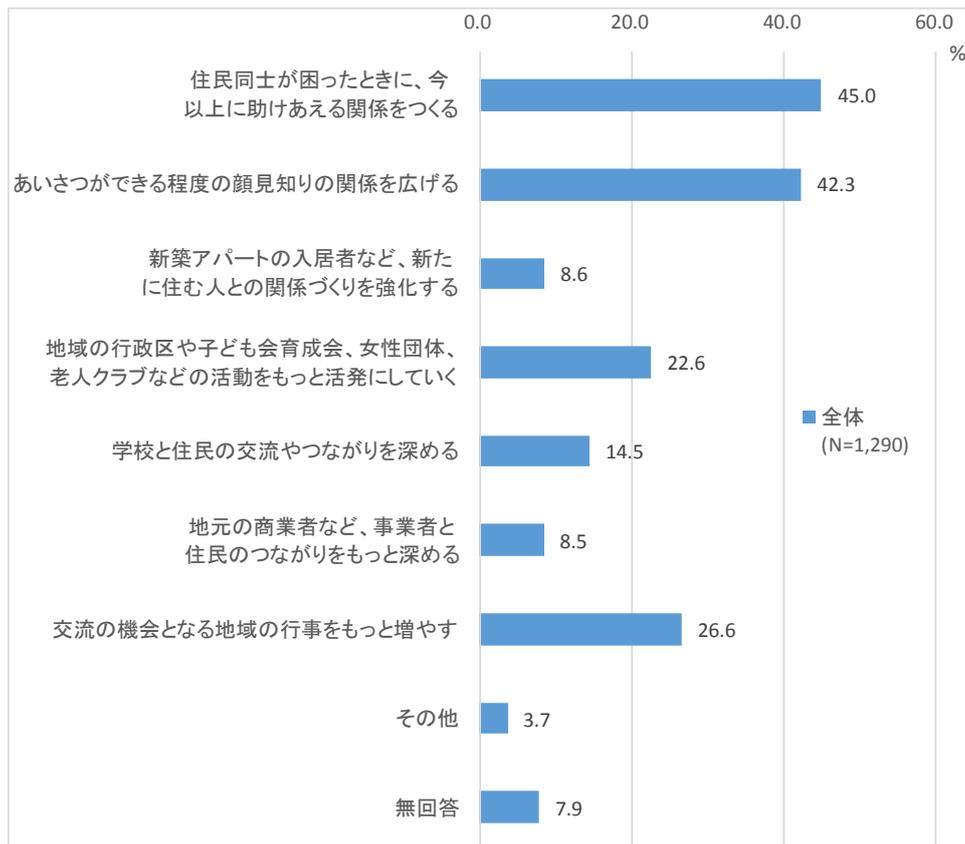
■ 地域福祉に関する市行政と市民との協働の状況



■ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと

◇「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が45.0%で最も多く、次いで、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」の順になっています。住民の皆さん同士の日頃のつきあいなどを大切にすることが求められています。

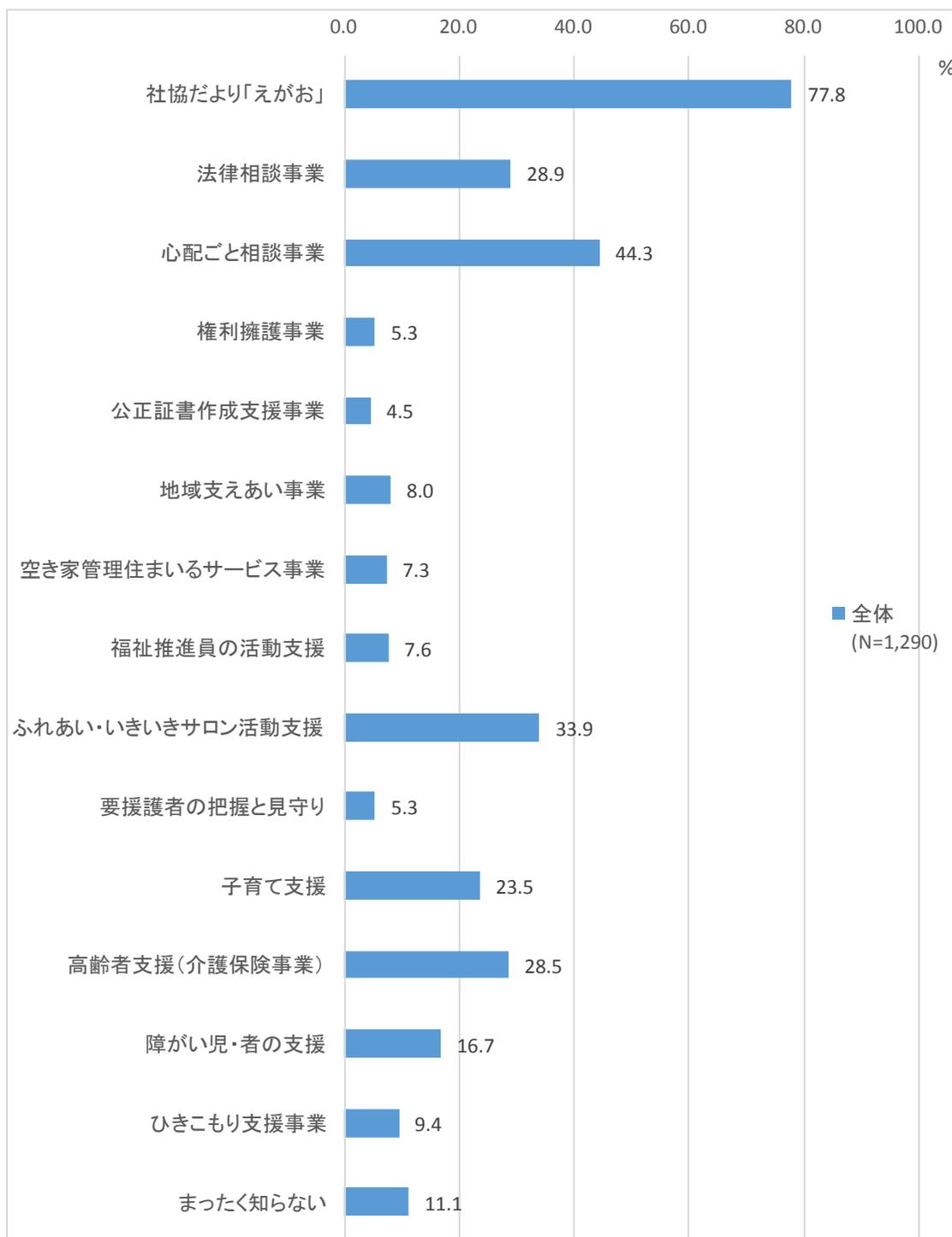
■ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと



■ 「社会福祉協議会」の活動内容で認知しているものについて

◇ 「嘉麻市社会福祉協議会」の活動内容で認知しているものとしては、「社協だより「えがお」」が 77.8%で最も多く、「心配ごと相談事業」、「ふれあい・いきいきサロン活動支援」、「法律相談事業」、「高齢者支援（介護保険事業）」、「子育て支援」の順となっています。より一層の社会福祉協議会の認知度アップに努める必要があります。

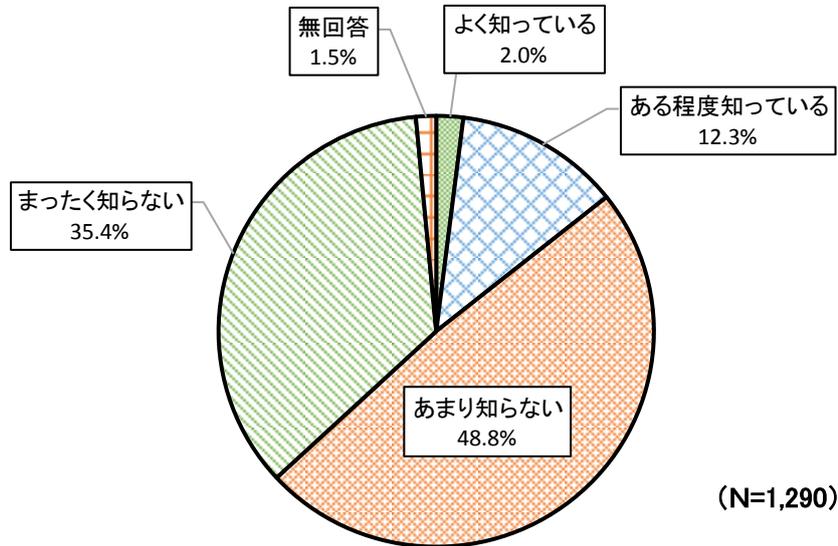
■ 「嘉麻市社会福祉協議会」の活動内容の認知状況



■福祉推進員の役割や活動の認知状況について

◇「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』人の割合は14.3%となっています。一方、「まったく知らない」と「あまり知らない」を合わせた『知らない』人は84.2%を占めています。福祉推進員の役割や活動は、あまり認知されておらず、周知する必要があります。

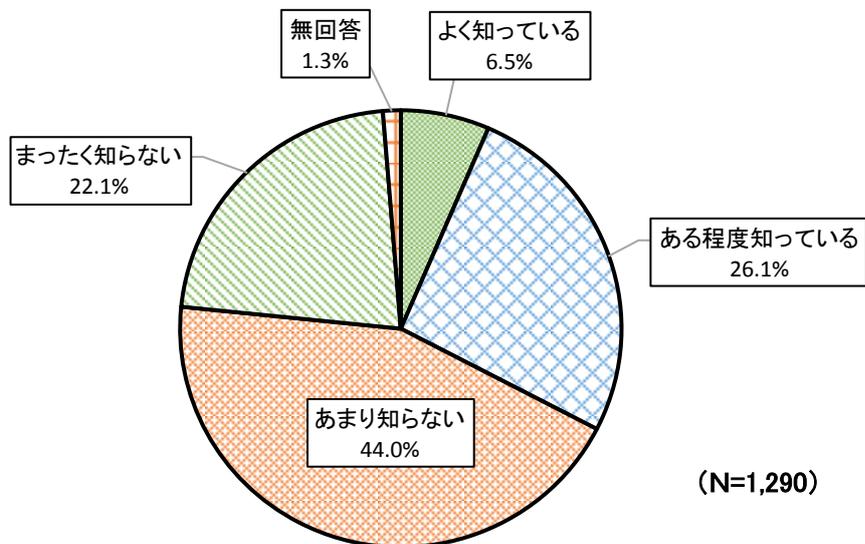
■福祉推進員の役割や活動の認知状況



■民生委員・児童委員の役割や活動の認知状況について

◇「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』人の割合は32.6%となっています。一方、「まったく知らない」と「あまり知らない」を合わせた『知らない』人は66.1%となっています。民生委員・児童委員の役割や活動を認知していない人の方が上回っており、周知する必要があります。

■民生委員・児童委員の役割や活動の認知状況



施策の方向性

○地域の団体や機関などとの連携・協力

- ◇地域における課題に対応するため、地域の団体や機関、事業所などと連携・協力し、地域の実情に応じた効果的な活動を展開できるよう、地域福祉のネットワークづくりに努めます。
- ◇地域において子どもを育てるための環境づくりを、関係団体や機関と連携・協力して支援します。
- ◇地域の保健・医療・福祉・介護のサービスの提供を総合的に連絡調整し、高齢者の尊厳を守り地域で支えるシステムを構築していくため、関係機関が連携し、高齢者を支援していくネットワークづくりを推進します。

○各種団体や市民への情報提供

- ◇各種団体や市民に対して制度の周知や情報の提供を適切に行い、情報提供の充実を図ります。

○各種団体との情報共有と情報交換の促進

- ◇地域におけるより充実した福祉活動を進めるため、各団体との情報の交換や共有のための場を設けます。
- ◇各種福祉団体がお互いに情報交換を行えるように努めます。

○関係機関との連携と見守り活動の支援

- ◇高齢者や障がいのある人、子どもに関する課題について地域住民の認識を深め、市民全体の福祉意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による地域内の高齢者などの見守り活動を支援します。

○認知症高齢者などに対応するネットワークづくりの推進

- ◇認知症高齢者を早期発見するための支援体制や、日常的に高齢者などの見守り支援を実施できる体制づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、関係機関相互が連携と協力を推進します。

○子どもを見守り育てるネットワークの構築

- ◇行政や民間団体で連携・協力して、子どもたちの悩みを受け止められるよう、様々な機会を通じて子どもたちを対象とした相談の取り組みを充実させます。また、放課後や週末などにおける子どもたちの居場所や、地域の空きスペースでの活動など、子どもたちが仲間同士や地域の人と触れ合い、様々な活動を行うことで、地域の中で子どもが育つ取り組みを進めます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇隣近所で気になる人がいる場合には、見守りを心掛けます。
- ◇隣近所の人と協力して、災害時を含め、支援を必要とする人の日頃からの見守りネットワークに参加します。
- ◇地域の活動や行事に積極的に参加するよう心掛けます。
- ◇地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心掛けます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や子育て世帯、障がいのある人などの見守りや相談支援活動を推進します。
- ◇地域の子どもは地域で育てていきます。●（WS）
- ◇社会福祉協議会による地域福祉活動に地域住民と各種団体が連携して協力します。
- ◇様々な地域活動や行事を通じて、身近な地域で情報交換を図るよう努めます。
- ◇地域の福祉団体の育成に協力します。
- ◇高齢者や障がい者などの団体と交流できる行事を行います。
- ◇障がいのある人も参加しやすい地域行事のあり方を検討します。

○行政が取り組むこと

- ◇高齢者や障がいのある人の支援のため、関係機関との情報の共有化を図ります。
- ◇関係機関との連携を密にし、民生委員・児童委員などの協力を得ながら、制度の周知・連携・ネットワークづくりを進めます。
- ◇認知症高齢者などに対応するネットワークづくり推進します。
- ◇それぞれの地域で子どもを育てるための支援を継続します。●（WS）
- ◇社会福祉協議会による地域福祉活動を支援するとともに、市民への情報提供に努めます。
- ◇適切な情報提供体制を整備します。
- ◇地域の各種団体の育成・支援を行いながら、連携を図ります。
- ◇地域での見守り活動を行うため、要援護者台帳登録者の情報を適切に提供します。
- ◇個人情報の管理について、民生委員・児童委員などの研修や学習会のさらなる充実を図ります。
- ◇福祉関係者の役割や活動状況を、広報紙などを通じて周知していきます。

(2) 地域のつながりの強化

現状と課題

- ◇「向こう三軒両隣」という意識が薄れているので、近所同士でのコミュニケーションを活発にすることが大切です。
- ◇地域福祉活動の基盤となる隣組に加入しない人がいます。
- ◇地域によっては人間関係が良好で困った時は助け合える関係がありますが、困ったときの支えであった家族やご近所同士のつながりが希薄化しつつあり、日常生活の中で生きづらさを抱えても、SOSが出せずに孤立するという課題があります。いざというときに「助けて」といえる関係を地域に広げていく必要があります。●(KD)
- ◇一人暮らしの高齢者などが増えており、問題を抱えた個人、家族が孤立しています。地域の中で孤立しないよう、日頃から声かけや見守りを実施するなど、よりよい近所付き合いが求められています。●(WS)
- ◇認知症高齢者の見守りが重要となっています。日頃からの隣組単位での声かけが大切です。●(WS)
- ◇団地は見守りが行き届いていません。また、新しく入ってこられた方や老朽化した住居に住んでいる方はどんな生活をしているのか分からない場合が多くなっています。特に、一人暮らしの高齢の男性はあまりお話をしないのでどんな暮らしをしているのか分からず、孤立しやすく、アルコール依存になる方が多くなっています。●(KD)
- ◇隣近所のことを知らない人が多くなっており、近所との交流が以前より希薄化しています。●(WS)
- ◇地域の小さな集まりを強化し、仲間・グループの輪を広げる必要があります。●(WS)
- ◇地域の人間関係をつくるのは時間がかかります。地域住民同士の助け合い、支え合いを展開していくには、日頃から近所のより良い関係を築いていくことが大切です。●(WS)
- ◇高層の住宅ではつながりが弱く、隣近所の付き合いが希薄になっています。●(WS)
- ◇障がいのある人の近所付き合いには、障がいに応じた連絡手段が必要です。障がいのある人が近所付き合いするようにみんなで協力するとともに、障がいに応じた連絡手段を確立することが大切です。●(WS)
- ◇あいさつ運動は地域交流に有効なので、みんなが自分からあいさつし、コミュニケーションを図る必要があります。●(WS)

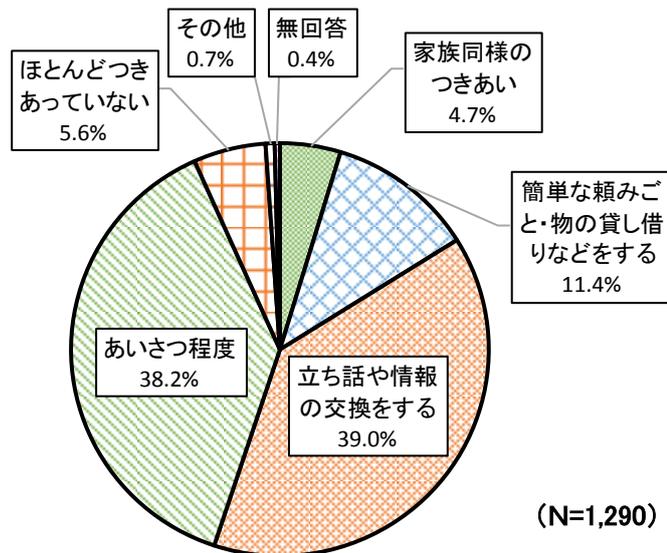
- ◇ごみ出しや生活上の小さな困ったことができない一人暮らしの高齢者が増えています。ごみ出しの支援とともに、困っている方を見つけるシステム（気づけるシステム）をつくる必要があります。●（WS）
- ◇声かけで地域の子どものつながりができ、不審者対策にもなります。積極的に声かけをすることが大切です。また、登下校時に通学路付近に住まれている方や散歩している方にも協力いただくことで、普段から地域の子どもたちに声かけをすることが大切です。●（WS）
●（KD）
- ◇学校と保護者や地域住民との交流が必要です。また、声かけをすることが大切です。●（WS）
- ◇民生委員・児童委員を中心に「見守り」を行っていますが、個人情報保護法による情報提供の制限もあり、支援が必要な人のそれぞれの事情に応じた見守りへの対応が求められ、どこまで踏み込んでよいのかの判断などの難しい課題があります。●（KD）
- ◇障がいのある人にとって最も怖いのは、地域住民が障がいのある人を理解出来ない対象、異様な者などと考え、暗黙の排除、差別、偏見を持つことであり、当事者・家族を引きこもりへと追いつめ、障がいの症状を悪化させ、家族の疲弊を募らせます。障がいのある人が地域で普通に生活することを受け入れて、困っているような様子であれば、「何か困っていますか、お手伝いしましょうか」と前面に立って声をかけることが大切です。●（KD）
- ◇障がいのある人はエレベーターのない市庁舎で2Fが申告会場になったり、会議場になったりすると大変困っています。●（KD）

【市民アンケート調査より】

■近所の人との付き合いの程度について

◇「立ち話や情報の交換をする」が39.0%で最も多く、次いで、「あいさつ程度」38.2%、「簡単な頼みごと・物の貸し借りなどをする」11.4%、「ほとんどつきあっていない」5.6%の順となっています。より緊密な近所付き合いが求められます。

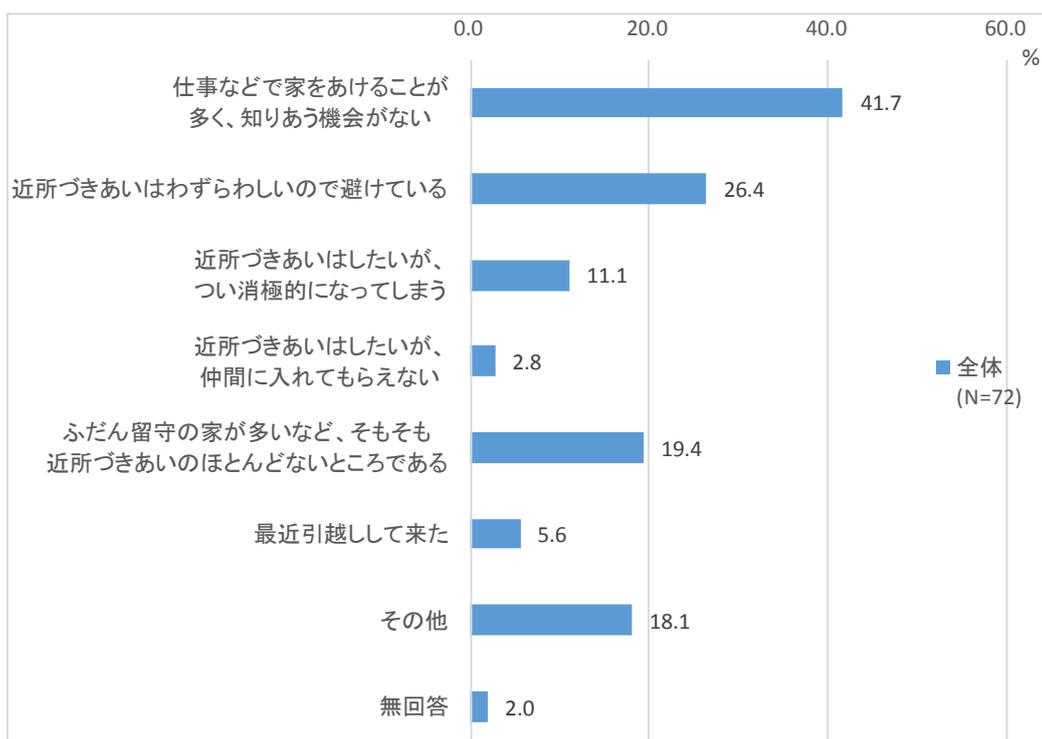
■ 近所の人との付き合いの程度



■近所付き合いをしない理由について

◇近所の人と「ほとんどつきあっていない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が41.7%で最も多く、次いで「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が26.4%の順となっています。

■ 近所付き合いをしない理由



施策の方向性

○地域の連帯感やつながりづくり

- ◇個々のライフスタイルが多様化し、地域の連帯感が薄れてきています。積極的なあいさつ運動の推進などを通して地域のつながりを深めていきます。
- ◇自助・互助の精神を高めて、地域のつながりを深めていきます。
- ◇高齢者や障がい者、特に一人暮らしの人の見守りや声かけに努めます。
- ◇ふれあい・いきいきサロンや世代間交流、見守り訪問など、地域でのつながりを大切にしたい活動を推進していきます。

○地域活動への参加促進のための啓発

- ◇地域活動への地域住民の参加を促すとともに、参加者を増やすための啓発に努めます。
- ◇地域活動の改善を図るとともに、若い人をはじめ、地域の行事に参加されない人の参加を促すための啓発に努め、多くの人の参加につなげます。

○要援護者を支援する地域づくり

- ◇高齢者や障がい者など支援を求める人の情報を事前に把握し、災害などに備えるとともに、日頃から見守り支え合うことができる地域づくりを進めます。

○子どもの見守り活動の充実

- ◇地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。●(KD)
- ◇登下校時だけでなく、常に大人が子どもを見守る活動を支援します。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇自分でできることは自分でするように心掛けます。
- ◇自分が高齢者になった時やひとりになった時のこと、子どものこと、防犯・防災のことなどに対して危機感を持ち、福祉イコール苦しいではなく、楽しいに変え、感謝する気持ちを持つように努めます。●（WS）
- ◇地域住民のみんながあいさつする習慣を身に付けます。●（WS）
- ◇子どもたちの通学時の見守りなどに参加し、あいさつ、声かけをします。
- ◇家庭であいさつの大切さを子どもたちに教えます。
- ◇近所の人と話したり、自分から声をかけたりして、近所付き合いを始めます。
- ◇地域の高齢者や障がいのある人などに対して、見守りや声かけを行います。●（WS）
- ◇みんなが声かけをし、地域の声かけの連鎖をつくります。●（WS）
- ◇隣組単位で協力し、高齢者などのごみ出しの支援をします。●（WS）
- ◇困っている高齢者や障がい者に対して積極的に支援します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇子どもは地域で育てるという意識を持ちます。●（KD）
- ◇地域の人たちと信頼関係づくりに努めます。●（KD）
- ◇子どもたちや一人暮らしの高齢者、障がいのある人などに声かけし、見守ります。●（WS）
- ◇見回りを強化するとともに、若い人にも見回りへの参加を呼びかけます。●（WS）
- ◇高齢者（夫婦）、一人暮らし、障がいのある人への協力者をつくるとともに、一人暮らしの高齢者の見守り隊をつくることに努めます。
- ◇孤立している個人や家族に対し、定期的に訪問します。●（WS）
- ◇登下校時の子どもの見守りを充実します。●（WS）
- ◇ごみ出しや買い物など、日常生活で様々な困難を伴っている世帯にできる範囲で協力するなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取り組みを進めます。
- ◇ごみ出しが難しい方の現状把握し、ごみ出し支援隊などの有償ボランティアを検討します。●（KD）
- ◇子どもがいない人も一緒に子どもを見守り、子どもたちの地域教育、地域交流につなげていきます。●（WS）●（KD）
- ◇近所同士でのコミュニケーションを増やし、隣組への加入を促進します。

○行政が取り組むこと

- ◇地域のつながりの大切さ（互助）について、さらなる啓発、推進をしていきます。
- ◇あいさつ運動や地域住民による子どもの見守り活動を啓発、推進していきます。
- ◇地域での見守り、交流のきっかけになる仕組みづくりを検討します。

(3) 災害時及び緊急時の連絡・支援体制づくり

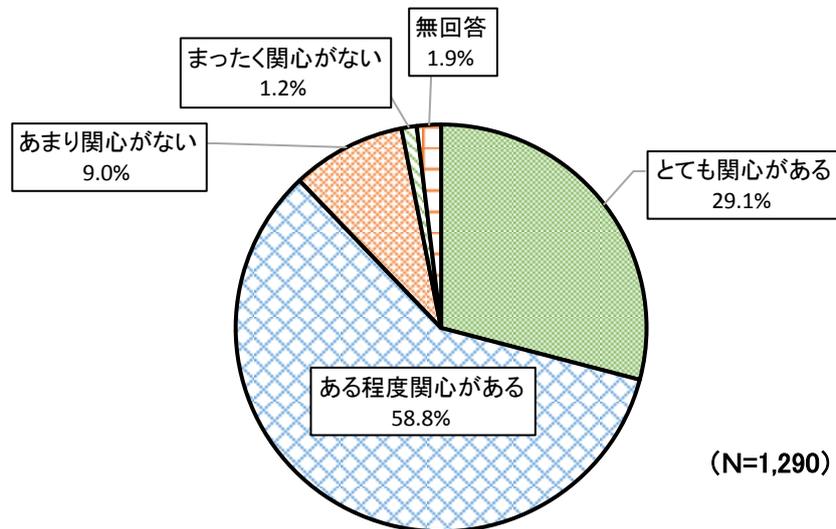
現状と課題

- ◇東日本大震災や九州北部豪雨などの大規模な災害が多発しており、市民の防災意識が高まっています。
- ◇災害時に助ける人も助けられる人も高齢者で、支援できる人が少なく、避難活動が問題となっています。市民が防災意識を持つことや地域の防災体制づくりが必要です。そのため、災害が起きた時に地域住民が助け合える仕組みをつくるのが大切です。●(WS)●(KD)
- ◇地域防災力の要となる自主防災組織が少数しか設立されていないため、市内全域にコミュニティを単位とした組織の設立が必要となっています。
- ◇「嘉麻市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、高齢者世帯や障がいのある人など災害時に避難の支援が必要な人を把握し、台帳を作成しています。
- ◇地域のつながりが希薄になっている中で、災害時などの緊急連絡体制や要援護者の支援が、より一層必要となっています。
- ◇一人暮らしの高齢者などが増加しています。高齢者などの地域住民が安心して生活するためには、家庭内の事故や急病、災害時などに備え、万一の緊急時において高齢者を支援する取り組みが必要となっています。
- ◇不審者事案が散見され、児童の登下校時などの安全確保が課題となっています。●(KD)

【市民アンケート調査より】

■地域の福祉課題（一人暮らしの高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など）への関心の有無について
 ◇地域の福祉課題（一人暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など）について、『関心がある』人の割合は87.9%となっています。一方、『関心がない』人は10.2%となっています。地域の福祉課題に対する関心が強く持たれています。

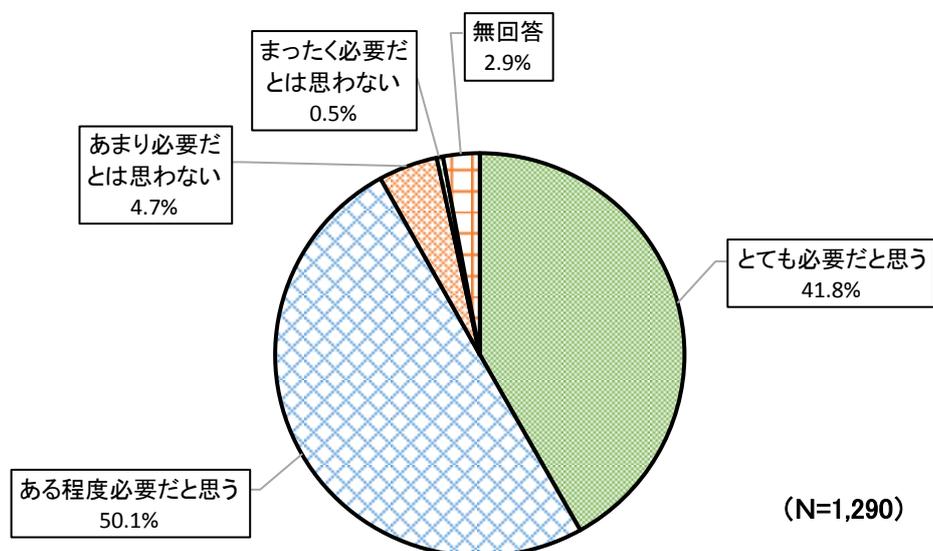
■ 地域の福祉課題への関心の有無



■地域の福祉課題に対する、市民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について

◇「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」を合わせた『必要と思う』人の割合は91.9%となっています。ほとんどの人が市民相互の自主的な支え合い、助け合いは程度の大小はあるものの必要と思っています。

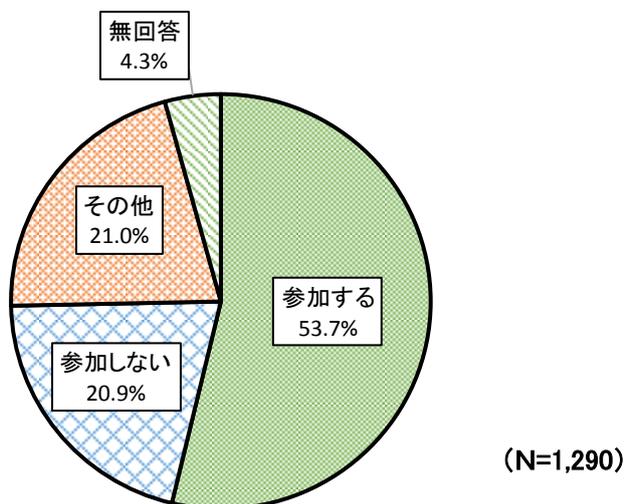
■ 市民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性に対する意識



■市民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められた場合

◇市民相互の自主的な支えあい、助け合いの活動に参加を求められた場合について、「参加する」が 53.7%、「参加しない」が 20.9%で、参加意向を持つ人の方が多くなっています。

■ 市民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動への参加意向



施策の方向性

○防災体制の充実・強化

- ◇自主防災組織の設立を推進します。
- ◇避難訓練の実施、防災に関する情報の周知や啓発などの防災体制の充実と強化を図ります。

○災害時の支援体制づくり

- ◇災害時の緊急連絡及び避難支援、避難者の生活支援体制づくりを進めます。特に、災害時要援護者の避難支援体制を整備します。
- ◇災害時の避難場所など、災害時の対応を周知徹底します。

○福祉避難所の指定と活用

- ◇避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、社会福祉施設などの関係機関と協議し、*福祉避難所の指定を拡大していきます。
- ◇福祉避難所の指定後、関係機関と連携して、福祉避難所の充実と活用を図ります。

○災害時要援護者支援体制の整備

- ◇地域住民や関係機関と連携・協力しながら、災害時における要援護者の状況を把握し、情報の共有を図り、災害時の避難支援や地域内の日頃の見守り活動などの支援体制を整備します。

○緊急時の支援体制づくり

- ◇一人暮らしの高齢者などが、急病などの緊急時に対応できるような体制づくりについて検討し、日常生活での不安解消に努めます。
- ◇一人暮らしの高齢者などに、災害時や緊急時に備えて必要に応じて、安否確認を行う仕組みづくりについて検討します。

○緊急時の子育て支援

- ◇保護者の病気など、緊急時の子育て支援対策を充実させます。
- ◇病後児保育を引き続き実施します。

○防犯対策の推進

- ◇防犯体制を強化します。
- ◇防犯に関する研修会などの開催を検討します。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇災害時に自分の命や財産は自分自身で守るということを自覚します。
- ◇災害時にはすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路などを日頃から確認します。
- ◇平常時においても、支援を必要とする高齢者や障がいのある人などに対する「見守り」や「声かけ」に努めます。
- ◇家族に災害時要援護者がいる場合は、災害時要援護者台帳への登録を勧めます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇一人暮らしの高齢者をはじめとした災害時要援護者がどこにいるかを日頃から把握しておきます。また、災害時の避難場所や避難経路なども日頃から把握しておきます。
- ◇平常時においても、災害時要援護者などに対する「見守り」や「声かけ」に努めます。
- ◇地域のリーダーや消防団員などが中心となって自主防災組織を支援し、災害時や緊急時に支援し合える体制づくりを推進します。
- ◇災害時要援護者台帳への登録を契機に、日頃から地域におられる要援護者の支援体制をつくります。

○行政が取り組むこと

- ◇避難場所などについて周知を図りながら、避難支援体制の整備を推進します。
- ◇災害時要援護者の対象となる人たちを把握し、緊急時の連絡体制を整備し、災害時要援護者台帳の更新を行います。
- ◇災害時における近隣市町との協力体制を強化します。
- ◇福祉避難所の施設の充実を図ります。
- ◇地域における自主防災組織の設立に向けた支援と啓発を行います。
- ◇防犯や災害時への対応に関する学習会などの啓発活動を充実させ、地域住民の防災意識を高めます。
- ◇子育て関係施設（保育所（園）、幼稚園、学童保育所など）との連絡体制を整備します。

第3章 地域資源を活用した活動拠点づくり

(1) 地域福祉活動の場づくり

現状と課題

- ◇各地域の公民館や集会所を活動拠点として、地域住民が主体となってボランティア活動が行われています。
- ◇公共施設などは多くの市民に利用されていますが、施設の老朽化が進んでいます。
- ◇地域の子育て支援の拠点として、市内の地域子育て支援センター3カ所において、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室の開催などを行っています。
- ◇障がい者の家族同士が交流できる場所や、障がい者と地域住民が交流できる場所が必要です。

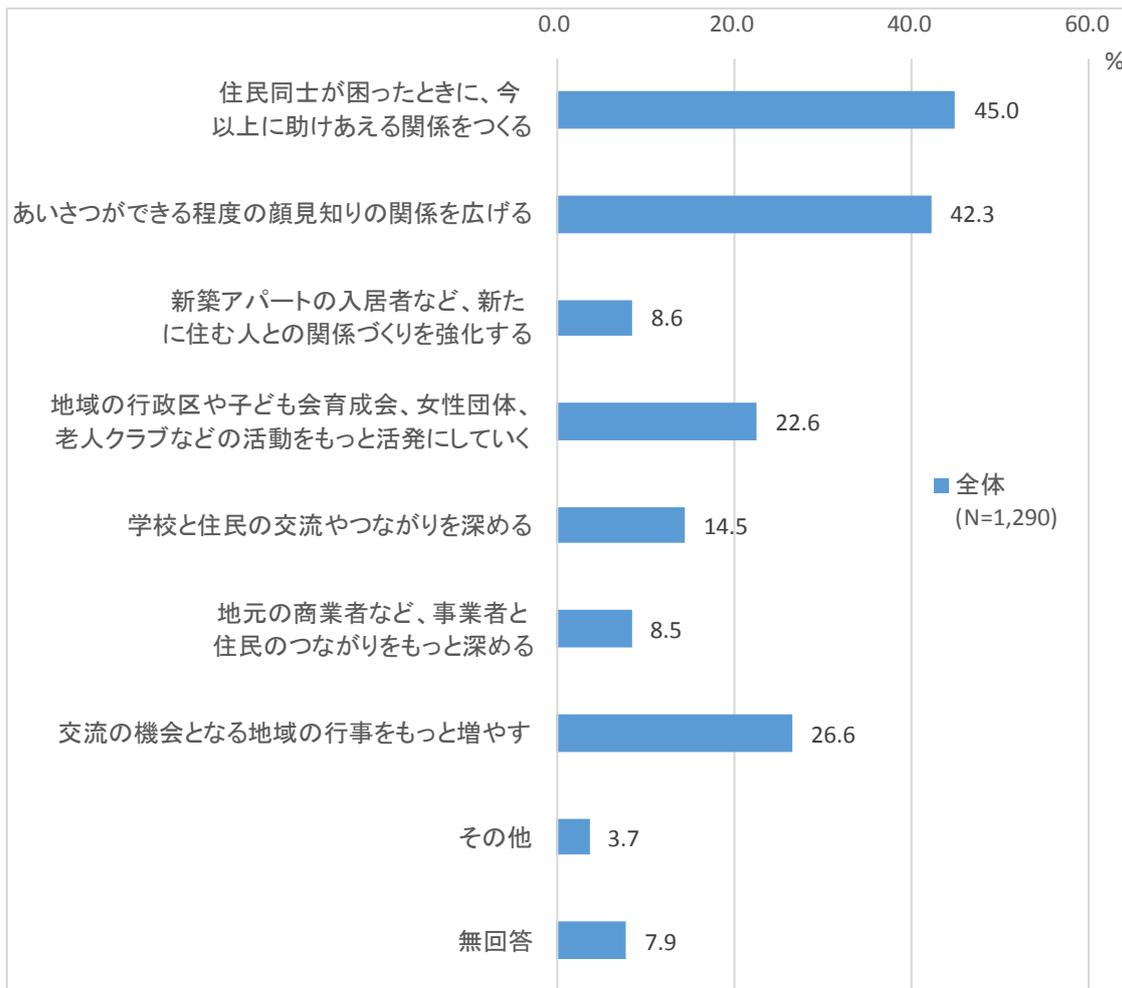


【市民アンケート調査より】

■ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと

◇「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が45.0%で最も多く、次いで、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」の順になっています。住民同士の助け合いとともに、交流の機会となる地域の行事などの地域福祉活動の場づくりが求められています。

■ 地域の活動や行事が活発に行われるために大切なこと



施策の方向性

○地域福祉活動拠点の充実

◇地域の中心である公民館の充実に努めます。

○既存施設の活用と支援

◇各地域の公民館や集会所を活動拠点として積極的に活用するほか、自治公民館をはじめ、既存の施設を活用して、地域住民が主体となる拠点づくりを支援します。

◇地域住民が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できるよう、身近な活動の場や施設の整備・充実に努めます。

◇子どもと地域住民との交流の場を確保するため、公園や広場などを整備します。●（WS）

○公共施設のバリアフリー化

◇障がいのある人も公共施設などを利用でき、地域活動に参加できるようバリアフリー化に努めます。

○子育て支援拠点の充実

◇地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場の充実とともに、各種親子教室や絵本の読み聞かせ、育児相談などの実施により、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを引き続き支援していきます。

◇子育てに関する「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録し、子育てについて助け合いを行う*ファミリー・サポート・センターの設置・充実に努めます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

◇年齢や障がいの有無にかかわらず地域活動の場に積極的に参加するとともに、ボランティア活動に参加します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇地域活動やボランティア活動の場を提供します。
- ◇地域の行事や祭りの活性化と継承に努めます。
- ◇障がい児を育てる親たちの交流の場づくりを支援します。
- ◇障がい者のスポーツ、文化活動を支援します。

○行政が取り組むこと

- ◇公民館や集会所、老人福祉センター、地域子育て支援センターなどの適正な管理運営に努めます。
- ◇既存の公共施設の整備を推進し、有効活用を検討します。
- ◇地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの充実を図り、子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。

(2) 地域資源の利用促進

現状と課題

- ◇各地域の公民館や集会所は地域住民が気軽に集える場所として重要な役割を果たしています。
- ◇公民館や集会所などの地域資源を活用し、地域づくりへの支援に努めています。
- ◇年齢や障がいの有無にかかわらず、身近な公民館や集会所の利用促進を図る必要があります。

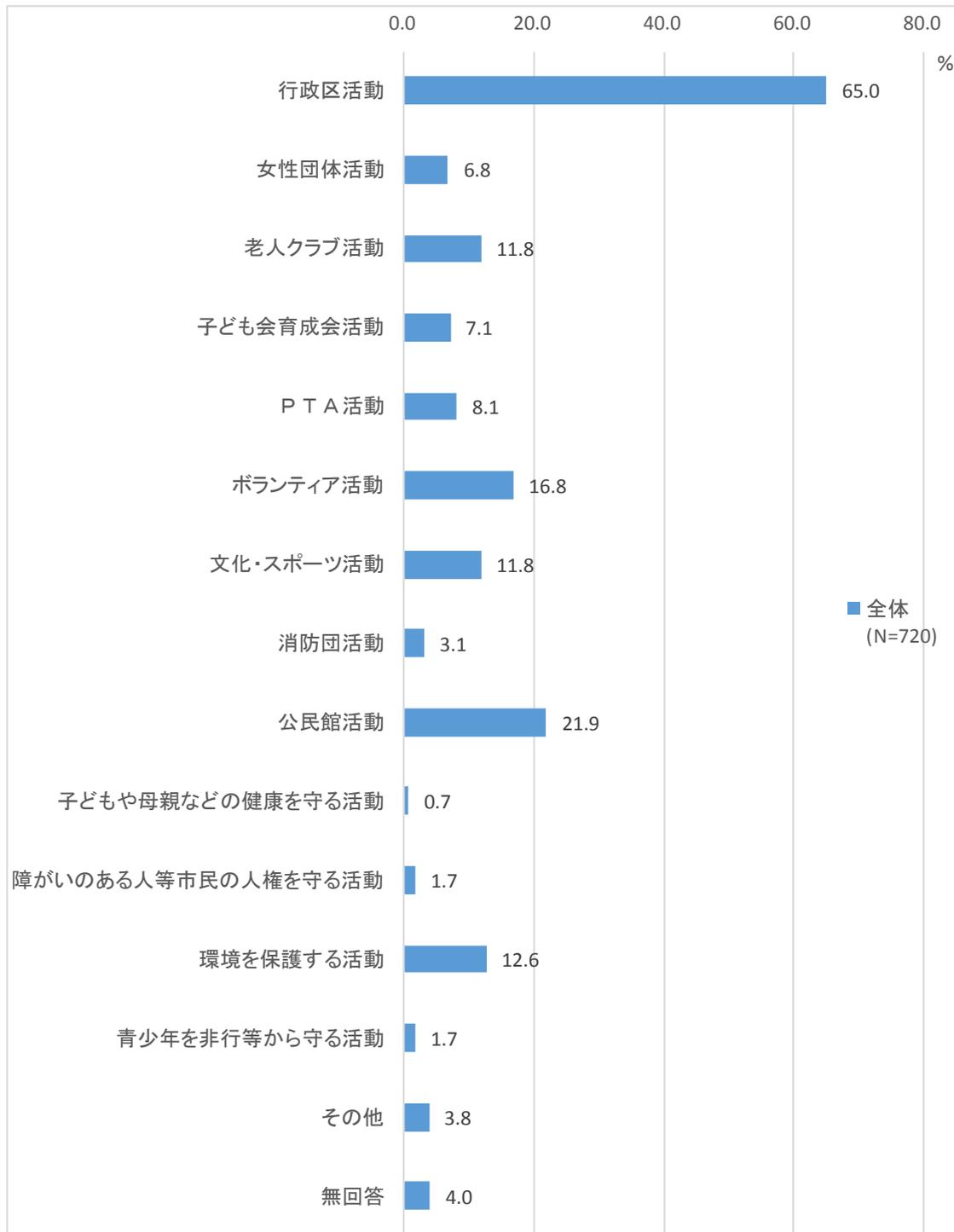


【市民アンケート調査より】

■参加・協力している活動について

◇地域の行事や活動などに『参加している』人に、その活動を尋ねたところ、「行政区活動」が65.0%で最も多く、次いで「公民館活動」、「ボランティア活動」、「環境を保護する活動」の順となっています。

■ 参加・協力している活動



施策の方向性

○公民館の利用促進

- ◇公民館の利便性を高め、地域住民がより利用しやすい体制づくりに努めます。
- ◇公民館行事を通じて、地域住民のコミュニケーションが図られるよう支援していきます。

○利用しやすい公民館づくり

- ◇年齢や障がいの有無にかかわらず利用しやすい公民館にするため、公民館の体制づくりを支援していきます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇年齢や障がいの有無にかかわらず、公民館活動など、地域福祉活動に積極的に参加します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての地域住民が公民館活動への参加に努めます。

○行政が取り組むこと

- ◇地域における活動拠点の確保・充実のため、公共施設のバリアフリー化を推進し、既存施設の有効活用を支援します。

第4章 福祉サービスが利用できる仕組みづくり

(1) 福祉サービスの適切な情報提供

現状と課題

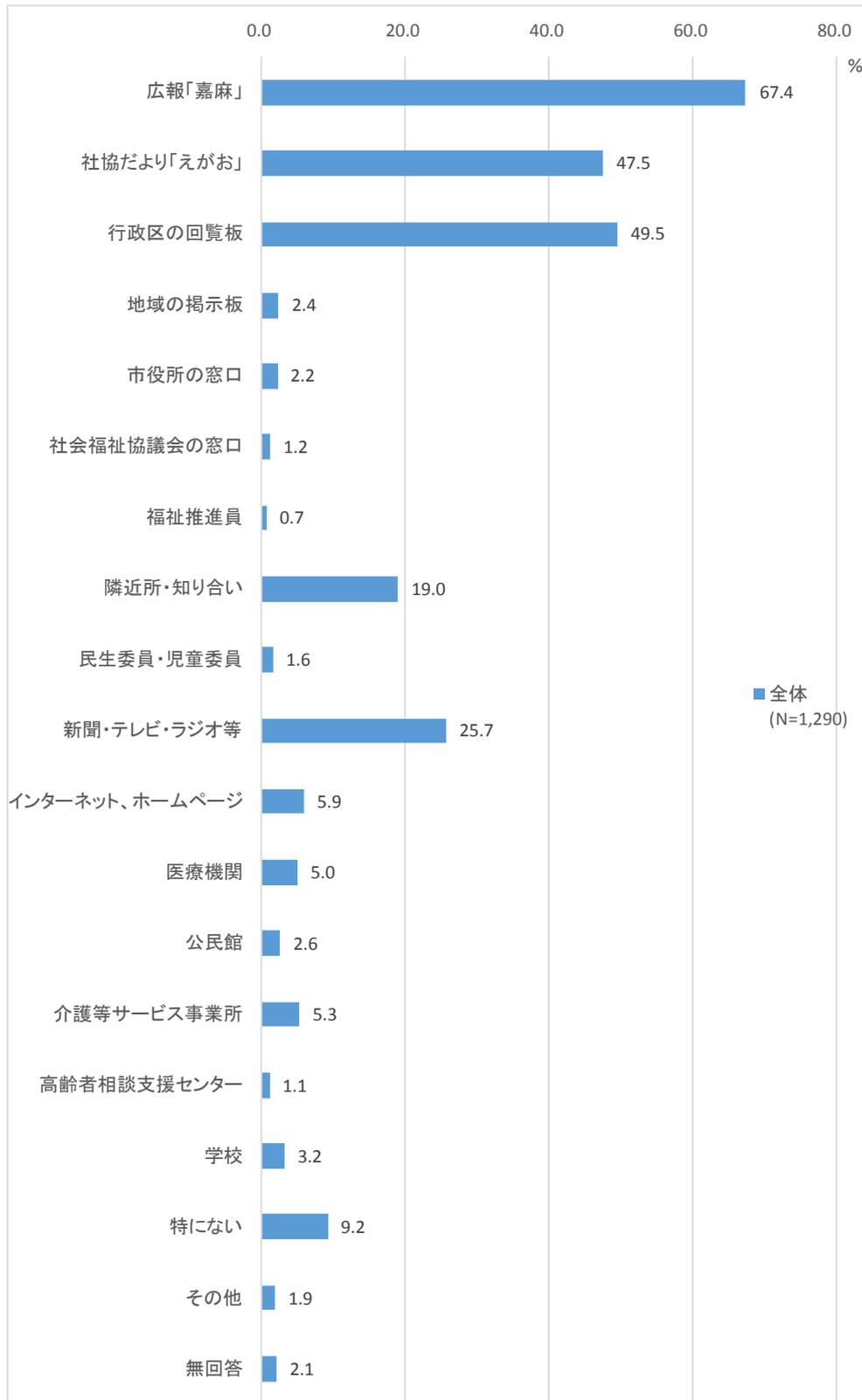
- ◇市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会の社協だよりなどを通して、わかりやすい福祉サービスの情報提供に努めています。
- ◇隣組に入っていない方に行政の情報が伝わっていません。隣組に入るように勧めることが大切です。また、行政からの情報が断片的であり、情報がスムーズに伝わるようにすることが大切です。●(WS)
- ◇行政や福祉サービス事業所では、様々な福祉サービスの情報を提供していますが、市民の目線からは十分情報が届いているとはいえ、「相談窓口が分からない。」という声もあるため、より多くの市民へのわかりやすい情報提供を行う必要があります。
- ◇高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）がもっと身近な存在となるよう、市民へ周知を図る必要があります。
- ◇要介護や要支援の状態になる可能性の高い高齢者を把握し、介護予防や健康増進につながる事業を行っていますが、さらに参加を促すための啓発が必要です。
- ◇支援が必要な人に対しては、様々な福祉サービスなどが適切に利用できるよう情報提供・支援をする必要があります。
- ◇どこに障がい者がいるのかなどの情報を近所の人把握する必要があります。収集した情報を災害の時などに活用することが大切です。●(WS)
- ◇介護保険被保険者証や障害者手帳などの交付に合わせて、*介護保険制度や介護サービス、障害福祉サービスの説明を行っています。
- ◇地域子育て支援センターや保育所(園)、幼稚園、学童保育所などを積極的に活用しながら、子育て支援などに関する広報・啓発を行っています。
- ◇子育て中の保護者が相談や意見を述べる場が少ないため、その機会をつくる必要があります。
- ◇生活保護業務について、民生委員・児童委員への制度説明、情報交換を行っています。
- ◇福祉サービスは、自分から発信する人には対応できますが、自分から発信しない人には対応できていないことが多くなっています。自分で発信する力が無い人への情報提供などの対応が必要です。●(KD)

【市民アンケート調査より】

■福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先について

◇情報の入手先は、「広報「嘉麻」」が67.4%で突出して多く、次いで、「行政区の回覧板」、「社協だより「えがお」」、「新聞・テレビ・ラジオ等」の順となっています。

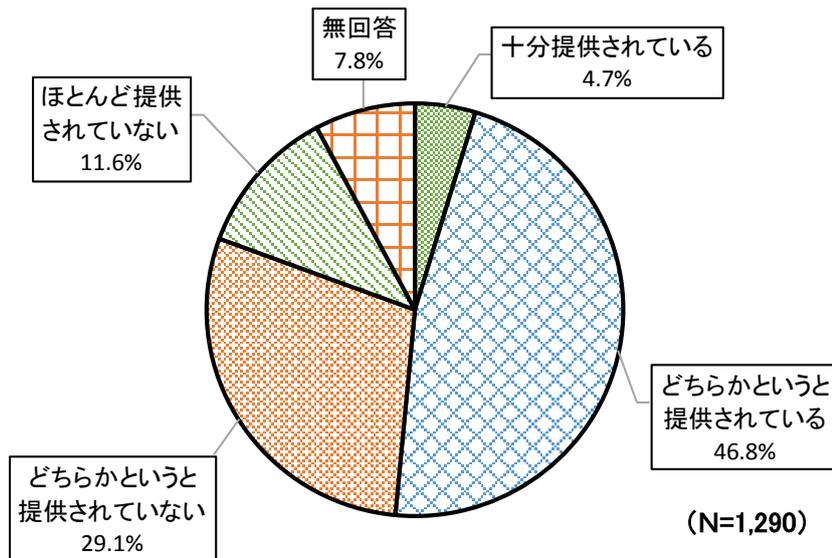
■ 福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先



■ 嘉麻市の福祉サービスや福祉活動の情報提供について

◇「十分提供されている」と「どちらかというと提供されている」を合わせた『提供されている』と評価する人は51.5%となっています。一方、「ほとんど提供されていない」と「どちらかというと提供されていない」を合わせた『提供されていない』と評価する人は40.7%となっています。わかりやすい情報提供に努める必要があります。

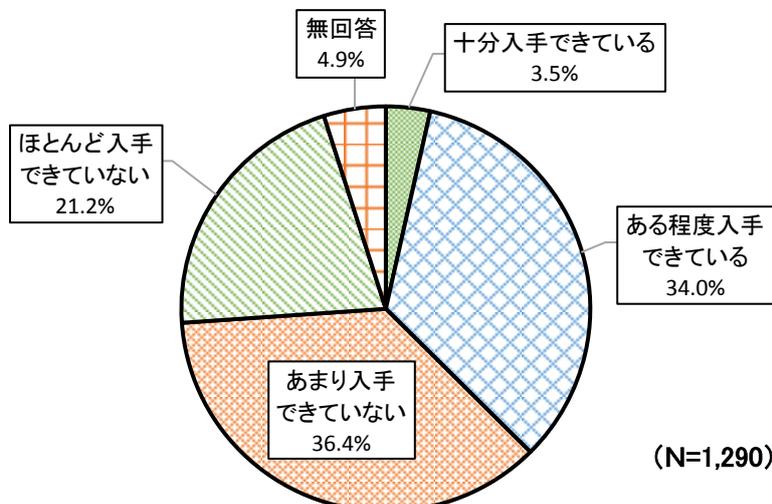
■ 嘉麻市の福祉サービスや福祉活動の情報提供についての評価



■ 必要な福祉サービス情報の入手状況

◇「十分入手できている」と「ある程度入手できている」を合わせた『入手できている』人は37.5%となっています。一方、「ほとんど入手できていない」と「あまり入手できていない」を合わせた『入手できていない』人は57.6%となっており、『入手できていない』人の方が上回っています。さらなる情報提供に努める必要があります。

■ 必要な福祉サービス情報の入手状況



施策の方向性

○福祉サービス内容の周知徹底とわかりやすい情報提供

◇広報紙やホームページなどを活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようサービス内容の周知徹底を図るとともに、様々な人が理解できるようにわかりやすい情報提供に努めます。特に、高齢者や障がい者への公的支援をわかりやすく伝えていきます。

○民生委員・児童委員などへの情報提供と知識の向上

◇要支援者と福祉サービスを結ぶ最初の窓口である民生委員・児童委員などに対して、研修の充実や情報提供を図り、福祉サービス全般の知識の向上を支援します。

○生活支援が必要な人（生活困窮者）への情報提供

◇生活に困窮しているものの自ら相談に来ることができない人に対して、発見・支援を行う方法・体制づくりを検討します。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇市の広報紙を必ず読むよう心掛けます。
- ◇隣組に入って行政の情報を入手します。●（WS）
- ◇知りたいことや必要なことは何でも聞くようにします。
- ◇様々な福祉サービスなどの支援を必要とする人やその家族は、地域や行政機関から情報を積極的に聞くようにします。

○地域全体で取り組むこと

- ◇福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- ◇高齢者や障がいのある人及びその家族に、地域や隣組での行事や話し合いへの参加を呼びかけ、日頃の見守りの中から情報を共有します。
- ◇高齢者や障がいのある人に思いやりの気持ちをもって一緒に情報を共有します。
- ◇地域住民に、障がいや認知症などに対する理解を深める機会を提供します。

○行政が取り組むこと

- ◇幅広い情報収集に努め、迅速に必要な情報提供を行います。
- ◇地域住民の地域福祉活動への参加を促進するため、情報収集及び情報提供並びに啓発に努めます。
- ◇高齢者の介護予防や健康づくりに対する意識を高めるため、介護予防事業などの充実に努めます。
- ◇高齢者が気軽に相談できるように高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）のPRを行い、市民の身近な存在として認知されるように普及・啓発に努めます。
- ◇福祉に関する制度やサービスの内容・利用手続きなどについて、広報紙やガイドブック、パンフレットなどを活用し、各福祉分野に応じたわかりやすく、適切な情報提供を行います。
- ◇地域の組織や団体を通じ、あらゆる機会を活用し、福祉サービスや福祉制度の浸透を図ります。
- ◇民生委員・児童委員への適切な情報提供を行い、福祉サービス全般の知識の向上を図るための研修を継続して実施します。
- ◇福祉サービスの支援が必要な人やその家族に対し、わかりやすく公的支援制度（サービス内容）を説明するための工夫をしていきます。
- ◇子育てに関し必要とされる情報のわかりやすい発信に努めます。
- ◇自分から相談窓口に行ったり、近所の人などに相談できない人への情報提供などの対応に努め、適正なサービス提供に結びつけます。●（KD）
- ◇子育てなどに関する情報をまとめた子育てガイドブックを作成、配布し、制度の周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

現状と課題

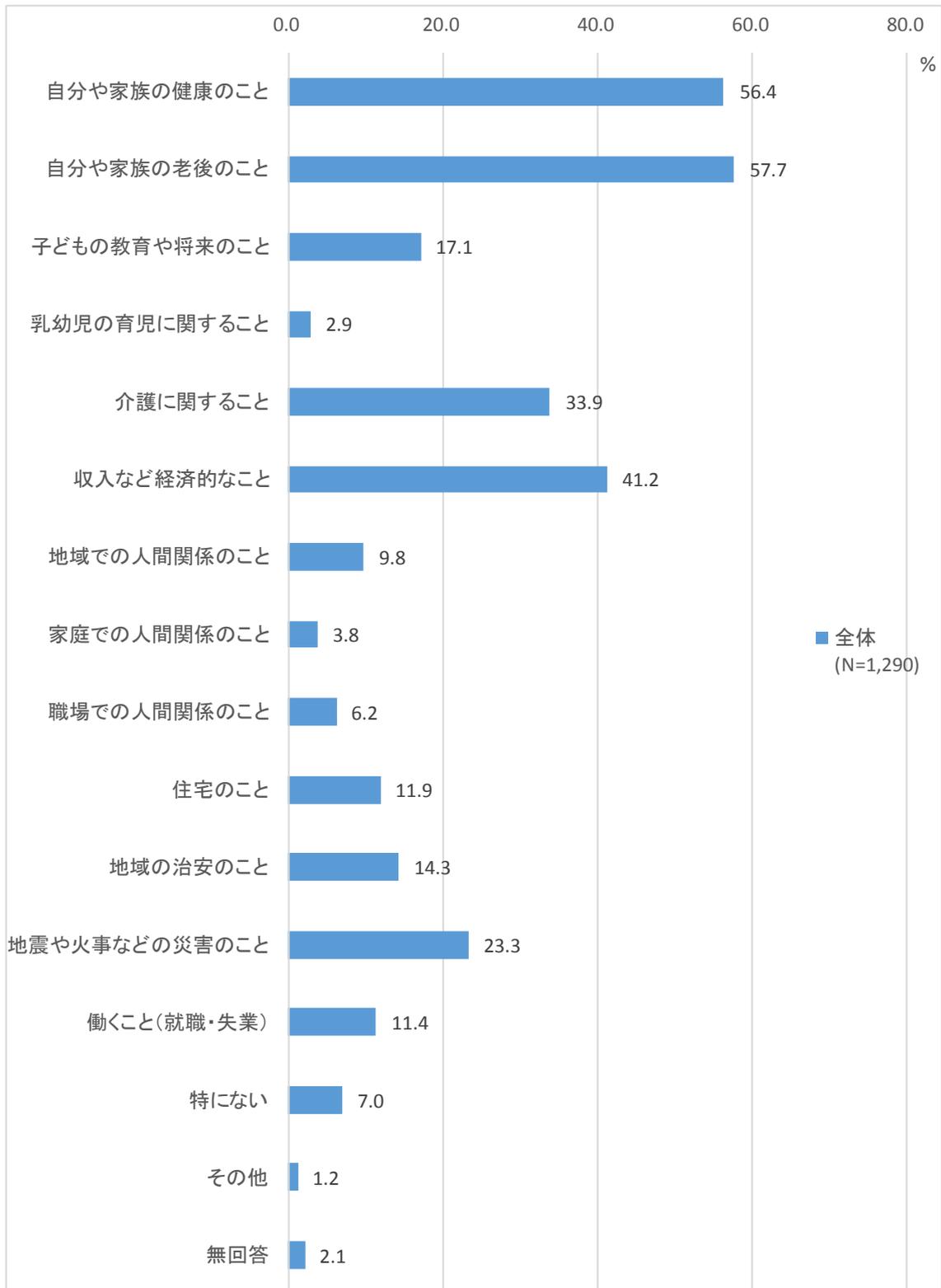
- ◇高齢者をとりまく様々な相談・苦情については、高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）や在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、サービス事業所と連絡調整を行いながら、円滑に問題解決できるように支援しています。
- ◇家庭児童相談員を配置し、相談機能の充実を図っています。
- ◇障がいのある人やその家族からの相談に対して、障害福祉サービスなどの相談窓口を設けています。また、「^{*}障害者虐待防止センター たいよう」を設置し、虐待に関する相談窓口を設けています。
- ◇ハローワークと連携し、回覧板で情報提供していますが、障がいのある人を受け入れる一般企業が少ないのが実情です。就労支援施設の設置、ハローワークとの連携などにより、情報提供及び周知を進め、誰もが社会参加できる仕組みをつくることが大切です。●(WS)
- ◇生活保護の申請相談には、相談員を配置し、適切な相談対応を行っています。
- ◇生活保護受給者の適切な就労支援を行うため、就労支援員を配置し支援を行っています。
- ◇生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活に困窮している人に対して、相談員を配置し支援を行っています。
- ◇総合的に相談できる窓口がなく、複合する課題を抱えるケースへの対応や体制が充分ではありません。

【市民アンケート調査より】

■ 日頃の生活での悩みや不安について

◇「自分や家族の老後のこと」が57.7%で最も多く、次いで、「自分や家族の健康のこと」が56.4%となっており、健康と老後が主な悩みや不安となっています。

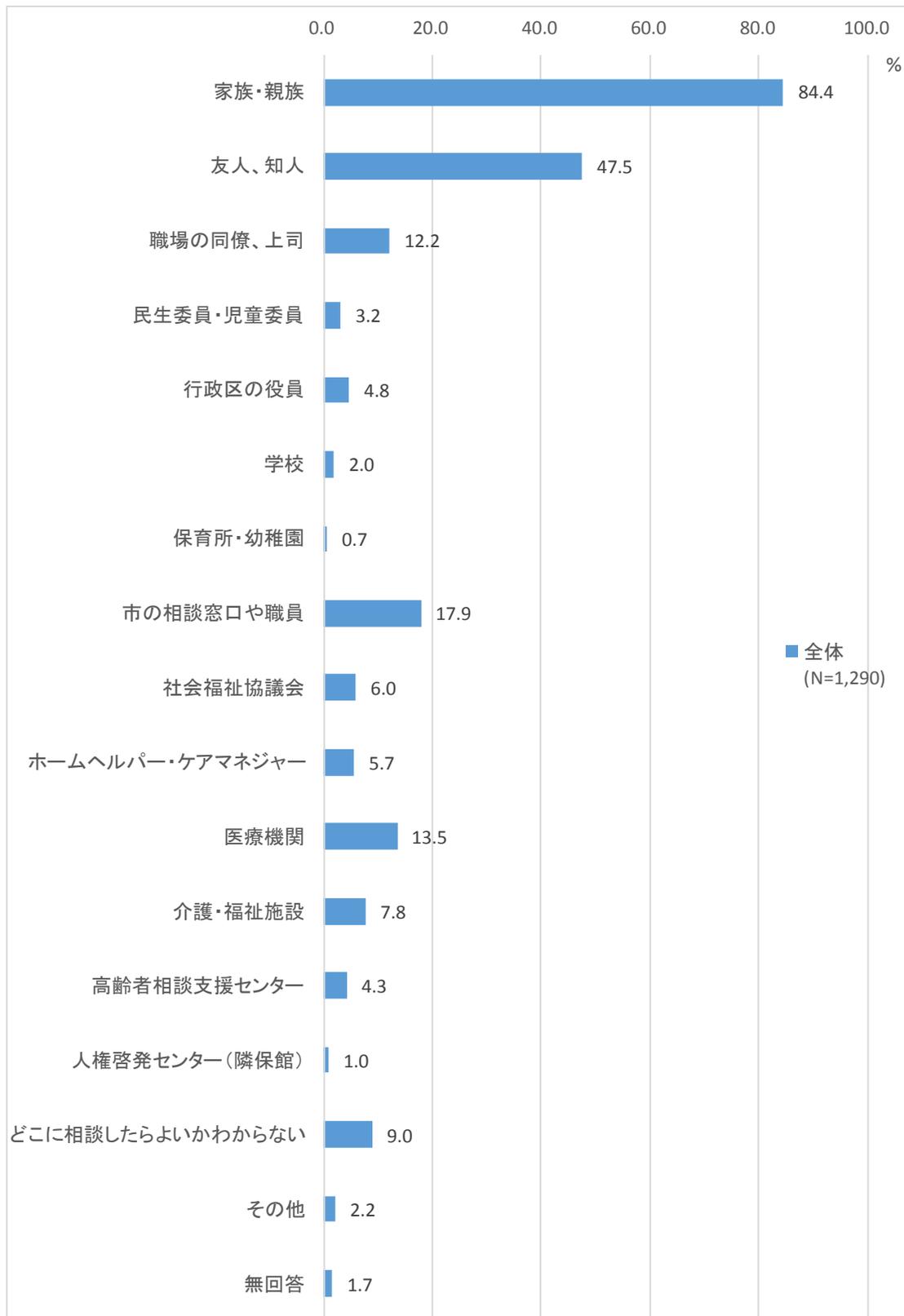
■ 日頃の生活での悩みや不安



■困ったときの相談相手について

◇相談相手は、「家族・親族」が84.4%で突出しており、次いで、「友人、知人」が47.5%となっています。
相談相手としての家族や親族を補完するとともに、多様な相談対応に努める必要があります。

■ 困ったときの相談相手



施策の方向性

○情報の共有化による相談機能の充実

◇関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り、相談者に対する総合的な相談機能の一層の充実を図ります。

○相談体制の充実と職員の資質の向上

◇相談サービスの継続と充実を図ります。

◇市民のみなさんの相談に十分に対応するための体制の充実や職員の資質の向上を図ります。

○高齢者相談支援センターにおける相談支援

◇高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）において、高齢者の様々な相談に対して適切な支援を行うため、福祉サービスなどに関する情報提供や実態把握に努め、相談機能の向上に努めます。

○障がい者の就労支援

◇障がい者の就労支援のため、事業所やハローワークなどと連携しながら相談に応じます。

○子育てに関する相談機能の充実

◇子育てに関する様々な相談に応じるとともに、引き続き相談機能の充実を図ります。

○生活保護相談員の配置・生活保護就労支援員の配置

◇生活保護相談員を配置し、充実した相談体制を維持します。

◇生活保護就労支援員を配置し、早期の就労自立に向けた相談体制を維持します。

○生活困窮者の相談支援窓口の設置

◇地域において、多様で複合的な内容で困窮されている人の相談に応じるため、相談支援を行うとともに、市における自立支援体制の整備を図ります。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」など、困ったときや情報が欲しいときは進んで相談窓口を活用します。
- ◇身近に相談できる人をつくります。

○地域全体で取り組むこと

- ◇福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を教え合います。
- ◇地域の団体やグループに属することで、情報を得やすくします。
- ◇地域の中に身近に相談できる人を置き、身近な支援に努めます。
- ◇事業所は障がい者に対する雇用率を高めるよう努めます。

○行政が取り組むこと

- ◇相談や苦情に適切に対応するための体制の充実と職員の資質向上に努めます。
- ◇高齢者からの様々な相談に対して福祉サービスなどに関する情報提供を適切に行うとともに、関係機関などと連携して、必要な支援を行います。
- ◇どこに相談したらよいか分からない高齢者などのために、地域に密着した「お困りごと相談先リスト」の作成を検討します。●(KD)
- ◇障がい者の就労を受け入れる事業所を拡大するため、関係機関と連携しながら、対策を検討します。
- ◇事業所に障がい者の雇用率を高めるよう啓発に努めます。
- ◇子育ての相談を受けるとともに、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を継続して行います。
- ◇生活困窮者からの相談を受けるとともに、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を継続して行います。
- ◇関係各課や団体・機関がお互いに情報共有や連絡調整を行うネットワークを構築することで、複合的な課題を抱えるケースに対して適切な支援ができる体制を整えます。

(3) 福祉サービスの質の向上

現状と課題

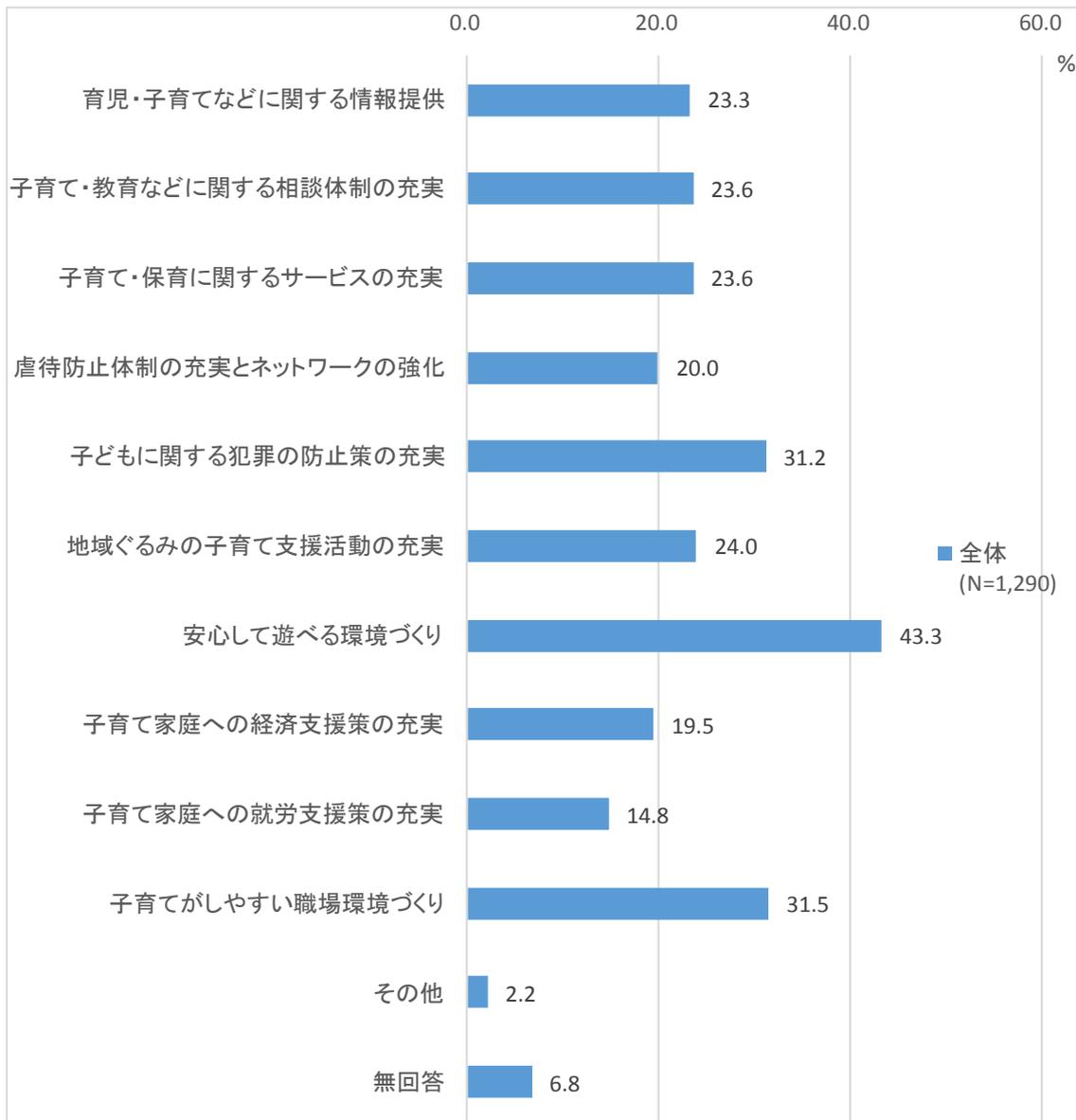
- ◇行政などからの情報提供が少ない、相談先がわかりにくい、要支援者の声が届きにくいなどの声があり、困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切な福祉サービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。
- ◇関係機関と連携・協力し、福祉サービスの量の確保及び質の向上に努めるとともに、研修会などに参加し、職員の資質向上に努めています。
- ◇関係機関と連携し、福祉サービスに関する苦情などを解決していますが、虐待などの専門性の高い課題については、さらなる連携強化により解決を図ることが重要となっています。
- ◇高齢者の介護予防の推進を図っていますが、今後は、さらに多様なニーズに対応したサービス提供体制の確立が必要で、「*地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- ◇障がいのある人に対する福祉サービスや支援については、障がいの程度や利用者のニーズに応じたサービスが利用できるよう、より一層の充実が求められています。
- ◇障がいのある人の親はいつも自らの死後の当事者を考え、不安と焦燥にかられています。グループホームなどの社会資源は不足し、今ある福祉の人材も足りず、しだいに疲弊してきています。医療・福祉における当事者サポートのみでなく、地域で生活する家族全体への支援が大切です。●(KD)
- ◇買い物に困っている人がおり、隣近所での助け合いをはじめ、市バスや福祉バスの路線・本数の見直し、送迎バス、移動販売などを検討することが大切です。特に、山間部には配達サービスや高齢者専用の買い物バス、公民館での移動スーパーなどを検討することが大切です。●(WS) ●(KD)
- ◇行政窓口は手話対応ができるようにし、誰もが社会参加できる仕組みをつくるのが大切です。また、寄り添う気持ちが大切です。●(WS)
- ◇民生委員だけでなく、見守りや相談できる場をつくっていく必要があります。また、生活保護世帯に対する支援はありますが、生活保護世帯ではないが、ぎりぎりの生活をしている方への支援や一生懸命頑張っているのに生活が苦しい家庭を支援することが大切です。●(WS)
- ◇年金が少なく生活が苦しいなど、手を差し伸べないといけない方にサービスが届いていないなどの問題があります。●(WS)
- ◇空き家となる可能性がある家屋が増加しています。空き家などを買い物ができる場とするなど、空き家や空き店舗を活用することが大切です。●(WS)
- ◇公共施設などのバリアフリー化を推進する必要があります。●(WS)

【市民アンケート調査より】

■子どもを健やかに育てるために重要な取り組みについて

◇「安心して遊べる環境づくり」が43.3%で最も多く、「子育てがしやすい職場環境づくり」、「子どもに関する犯罪の防止策の充実」、「地域ぐるみの子育て支援活動の充実」の順となっています。

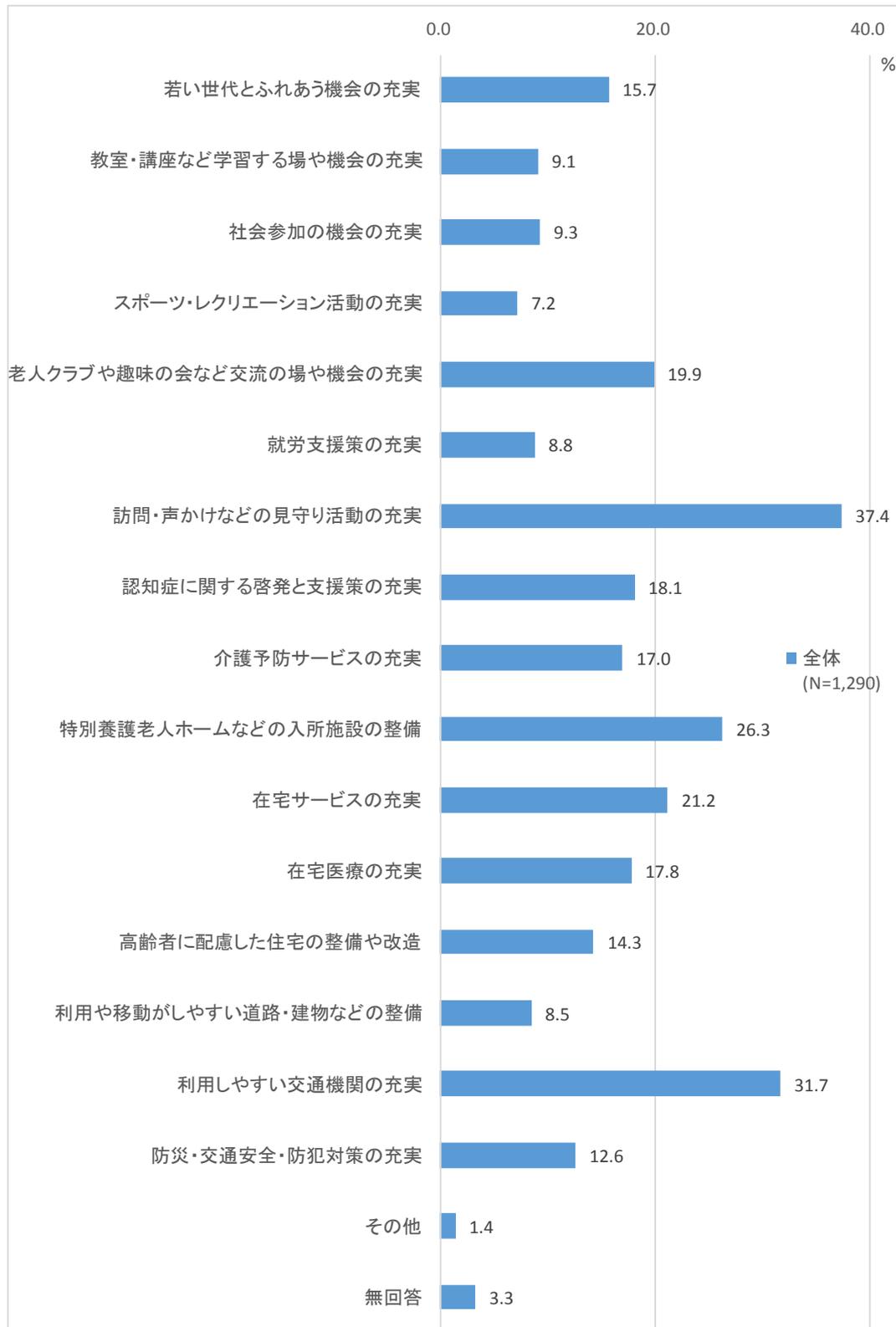
■ 子どもを健やかに育てるために重要な取り組み



■高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組みについて

◇「訪問・声かけなどの見守り活動の充実」が37.4%で最も多く、「利用しやすい交通機関の充実」、「特別養護老人ホームなどの入所施設の整備」、「在宅サービスの充実」、「老人クラブや趣味の会など交流の場や機会の充実」の順となっています。多様な高齢者支援が求められています。

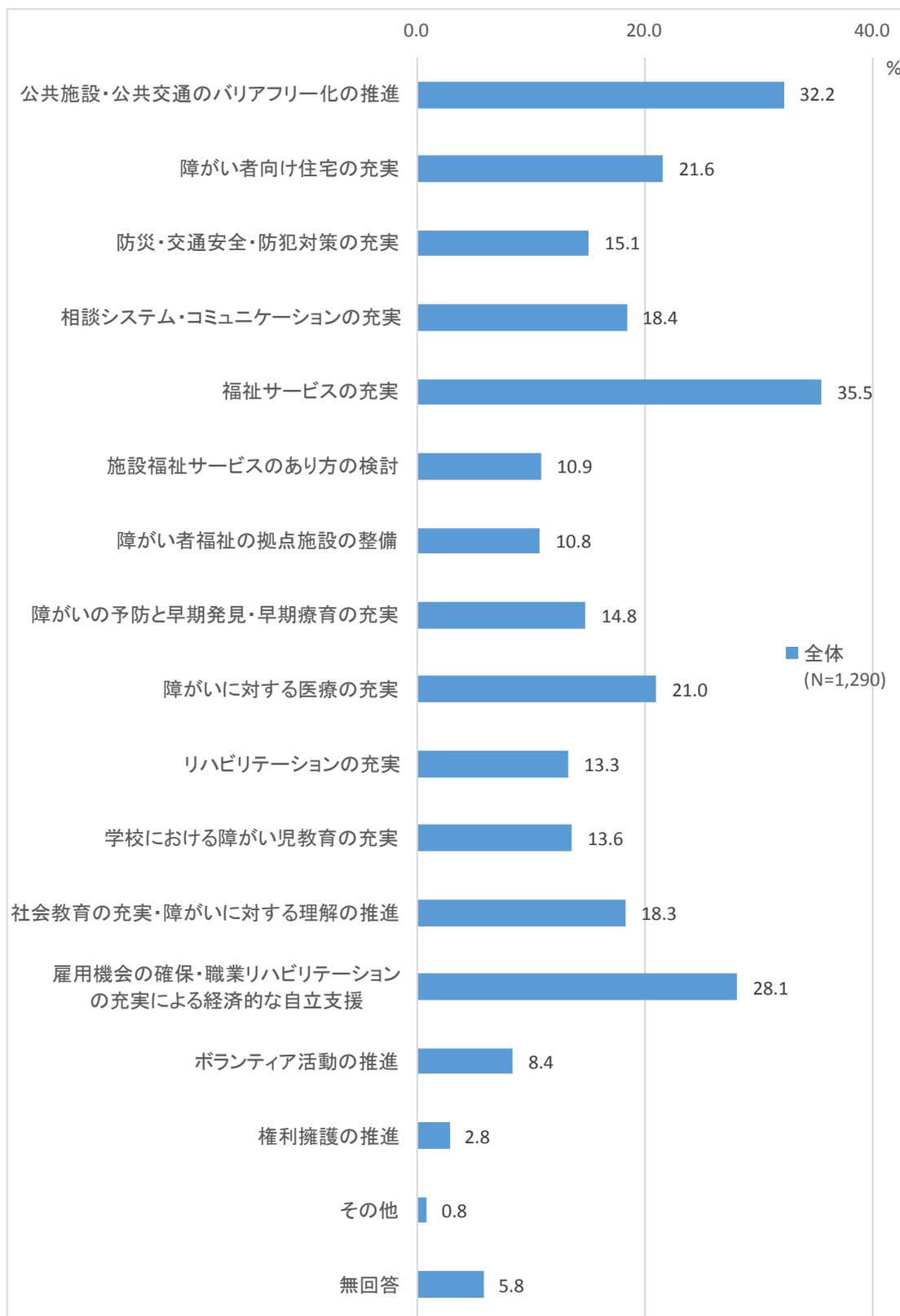
■ 高齢者が安心して暮らしていくために重要な取り組み



■ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取り組みについて

◇「福祉サービスの充実」が35.5%で最も多く、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」、「雇用機会の確保・職業リハビリテーションの充実による経済的な自立支援」、「障がい者向け住宅の充実」の順となっています。多様な障がい者支援が求められています。

■ 障がいのある人が安心して暮らしていくために重要な取り組み



施策の方向性

○福祉サービスの量の確保、質の向上

◇関係機関やサービス事業所、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、要支援者に対する総合的な福祉サービスの量の確保、質の向上に努めます。

○サービス事業所との連携

◇サービス事業所に対して、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みなどについて啓発を行い、事業所との連携に努めます。

◇研修会などへの積極的な参加を要請するとともに、研修会などの内容の充実に努め、職員の資質の向上に努めます。

○地域包括ケアシステムの構築

◇高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

○障がい者の自立に向けた支援

◇関係機関やサービス事業所などと協力しながら、障がい者の見守りや相談体制の充実、障がい者本人の自立心の育成、障がい者が集う場所や作業所の設置に対する支援、地域と障がい者との情報共有及びネットワークの形成などに努めます。

◇障がい者やその保護者のサポートに積極的に取り組んでいきます。

◇障がい者の就労機会の提供について事業所などと協議を行い、関係機関と連携を取りながら就労などの自立支援に努めます。

○子育て支援の充実

◇保護者の就労形態の多様化に対応するための施策の充実に努め、子育てを支援します。

◇放課後などにおける児童の安全確保や健全な育成を図ります。

◇子育てに関する相談対応や情報提供、学童保育や一時預かりなどを充実するとともに、保護者が病気で入院した時などに見守ってもらえる場の整備など、緊急時の子育て支援の充実に努めます。

○交通手段の確保

◇高齢者や障がいのある人など、交通手段に制限を受ける人の移動手段を確保し、日常生活の利便性の向上や積極的な社会参加を促すため、福祉バスや市バスなどを運行し、多くの人の交通手段が確保できるよう改善を図り、効率的な運行を行っていきます。

◇福祉バスや市バスなどのバリアフリー化に努めます。

○共生のまちづくり

◇公共施設のバリアフリー化や*ユニバーサルデザイン化、障がい者用トイレの設置、車いす利用が可能な建物や道路の環境づくりなど、高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が生活の幅を広げられるノーマライゼーションのまちづくりに向け、各種団体や関係機関と協力しながら、できるところから進めていきます。

市民・地域・行政の役割

○市民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

◇福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇福祉サービスの制度や情報を地域の中で理解、共有できるように行政に働きかけます。
- ◇社会福祉法人やサービス事業所は、市民のニーズに的確に対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ◇車の運転ができない高齢者などへの対応として、移動や買い物の手助けをします。
 - (WS)

○行政が取り組むこと

- ◇高齢者や障がい者が適切な福祉サービスを利用できるよう支援します。
- ◇福祉サービスの提供に関して、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- ◇個人情報の取り扱いや守秘義務に関する啓発を推進します。
- ◇高齢者や障がい者などの市民が利用しやすい公共交通手段を確保するため、福祉バスや市バスの運行充実などを検討します。また、買い物弱者対策を検討します。● (WS)
 - (KD)
- ◇公共施設や道路のバリアフリー化を進めます。● (WS) ● (KD)
- ◇公共施設などのバリアフリーの状況についての情報を掲載するマップの活用を努めます。
- ◇通学道路における危険な場所の改善や歩道の整備を検討します。● (WS)



第5編 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業所も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

(2) 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

なお、地域福祉関連施策には、他の保健福祉に関する各個別計画にすでに掲載され、数値目標が設定されているものがあります。それらの施策の進捗管理及び評価は、それぞれの計画に委ねることとなります。

地域福祉計画としては、下表を評価指標とします。

評価指標	基準値	目標値	備考
認知症サポーター養成講座の参加者数	200人 (H26年度)	300人 (H32年度)	50%増加目標

資料編

(1) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

嘉麻市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、嘉麻市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し推進するため、嘉麻市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 計画の評価、進捗管理に関する事項
- (3) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者 5人以内
- (2) 市民団体等関係者 2人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、施行日前においても、委員の選任その他必要な準備行為を行うことができる。

(2) 嘉麻市地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員区分	氏名	推薦団体名	備考
社会福祉関係者	平尾 みづえ	嘉麻市民生委員児童委員協議会	
社会福祉関係者	木山 淳一	嘉麻市社会福祉協議会	委員長
社会福祉関係者	山片 利雄	嘉麻市障害者福祉協議会	
社会福祉関係者	秋吉 裕子	嘉麻・桂川保育協会	
社会福祉関係者	野口 和貴	社会福祉法人ひまわり会 かほ在宅介護支援センター	
市民団体等関係者	富崎 静江	嘉麻市行政区長連合会	副委員長
市民団体等関係者	大塚 瑞穂	嘉麻市老人クラブ連合会	
公募委員	平井 俊行	—	
公募委員	池田 幸子	—	
市長が必要と認める者 (学識経験者)	本郷 秀和	公立大学法人福岡県立大学	
市長が必要と認める者 (関係行政機関職員)	中竹 秀博	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	
市長が必要と認める者 (ボランティア関係者)	小山 寧子	かま手話の会	

(3) 嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程

嘉麻市地域福祉計画作成委員会規程

(設置)

第1条 嘉麻市地域福祉計画（以下「計画」という。）の原案を作成するため、嘉麻市地域福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の作成及び見直しに必要な情報の収集、整理及び提供に関する事項
- (2) 計画原案の作成に関する事項
- (3) その他計画の作成及び見直し作業に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 社会福祉課長補佐
- (4) 防災対策課消防防災係長
- (5) 人権・同和対策課人権・同和対策係長
- (6) 健康課健康推進係長
- (7) 高齢者介護課高齢者支援係長
- (8) 社会福祉課社会福祉係長
- (9) 社会福祉課障がい者福祉係長
- (10) こども育成課保育総務係長
- (11) 保護課庶務係長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は福祉事務所長をもって充て、副委員長は社会福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(4) 嘉麻市地域福祉計画策定経過

平成27年5月11日	<p>第1回嘉麻市地域福祉計画作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘉麻市地域福祉計画策定の概要について ・嘉麻市地域福祉計画作成スケジュール(案)について ・地域福祉の推進に関するアンケート調査(案)について ・住民ワークショップの概要について
平成27年5月19日	<p>第1回嘉麻市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘉麻市地域福祉計画策定の概要について ・嘉麻市地域福祉計画策定スケジュール(案)について ・地域福祉の推進に関するアンケート調査(案)について ・住民ワークショップの概要説明について
平成27年6月1日 ～6月22日	市民アンケート調査
平成27年7月2日	<p>第2回嘉麻市地域福祉計画作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に関するアンケート調査経過説明について ・住民ワークショップにおける市職員の役割について ・計画骨子案について
平成27年7月7日	<p>第2回嘉麻市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進に関するアンケート経過説明について ・住民ワークショップについて ・地域福祉計画骨子案について
平成27年7月9日、 7月23日、8月6日	住民ワークショップ(3回)
平成27年9月1日	<p>第3回嘉麻市地域福祉計画作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査報告書について ・住民ワークショップ報告書について
平成27年9月9日	<p>第3回嘉麻市地域福祉計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査報告書について ・住民ワークショップ報告書について
平成27年10月8日	関係団体ヒアリング(座談会)
平成27年10月15日 ～11月16日	関係団体個別ヒアリング
平成27年11月24日	<p>第4回嘉麻市地域福祉計画作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画案の検討について

平成27年12月8日	第4回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体ヒアリングについて ・地域福祉計画案の検討について
平成27年12月25日	第5回嘉麻市地域福祉計画作成委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画案の確認について
平成28年1月15日	第5回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画案の確認について
平成28年1月20日 ～2月19日	パブリックコメント
平成28年2月25日	第6回嘉麻市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画案の確認について ・パブリックコメントの結果報告

(5)用語の解説(50音順)

行	用語	解説
あ行	NPO(エヌ・ピー・オー)	民間非営利組織といわれるもので、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体を指す。Non Profit Organization の略。
か行	介護保険第1号被保険者	65歳以上の介護保険加入者。
	介護保険制度	介護を要する状態になっても、自立した日常生活を営めるよう必要な介護サービスを総合的に提供できる仕組みとして、平成12年(2000年)4月に40歳以上を被保険者としてスタートした社会保障制度。
	希薄・希薄化	個人と周囲の人との関係やつながりがなくなる、あるいは少なくなること。
	虐待	力の強い者が抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えること。虐待の種類には身体的、精神的、性的、経済的、また育児や介護の放棄がある。
	協働	行政と民間団体、ボランティア団体、地域などの複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等の立場で共に力を合わせて活動すること。
	権利擁護	自己の権利や援助を表明することが困難な状態にある人に代わり、援助者が代理としてその権利獲得を行うこと。例えば、認知症の高齢者や知的障害者などの、財産管理や福祉サービスを受ける権利を守ることなど。
	コミュニティ	居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風習、習慣などに結び付きがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。
さ行	障害者虐待防止センター	平成24年(2012年)10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障がい者の虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより、障がい者の権利利益を擁護することを目的として、福祉事務所に設置し、相談、通報、問合せを受け付けている。
	スキル	手腕。技量。また、訓練を通じて身に付けた能力のこと。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

行	用語	解説
た行	地域資源	特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれる。
	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みを構築することで、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、様々なサービスや資源を活用しながら、継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネジメントを地域において確立するためのシステム。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障がい者など）への虐待や暴力のこと。一般的には夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間における身体的・精神的・性的な暴力のこと。
な行	ニーズ	求め。要求。需要。必要。
	認知症	後天的な脳の障がいによって認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。
	ネットワーク	一般的には、網目状の構造とその機能を意味するが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いることが多い。地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）などを指すものとして使われている。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利な人々を特別に区分しないのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。
は行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多い。また、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。
	ヒアリング	聞くこと。特定の事案に対して意見を聴取すること。
	ビジョン	将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたいかなどの構想や未来像。またそれらを文章などで描いたもの。
	ファミリー・サポート・センター	「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」がセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの一時預かりや保育施設までの送迎などを有料で応援し合う制度。
	福祉避難所	災害が発生した時に、高齢者や障がい者、妊婦など一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

行	用語	解説
は行	ボランティア	自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に参加すること。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法や児童福祉法を根拠に、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員。常に住民の立場に立って相談に応じ、かつ、必要な援助を行う存在と規定され、職務の遂行に当たっては、相談や支援に当たる方の秘密を守ることとされている。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず利用することができる施設、製品、情報の設計(デザイン)をいう。
	要介護認定	介護保険の給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。
	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場である。平成16年児童福祉法改正法において法的に位置付けられ、市町村が設置している。関係機関が当該児童などに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応している。
ら行	療育手帳	知的障がい者に都道府県知事(政令指定都市にあってはその長)が発行する障害者手帳のこと。
	隣保館	同和問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決につなげていくための拠点施設であり、差別の実態としての教育面における低学力、不安定な就労状況、産業面の問題、また、結婚問題を中心に依然として根強く残っている差別意識、悪質な差別事象等々の諸問題に対応し、その根本的な解決を図る目的を持った社会福祉法第2条第3項第11号に定める、隣保事業を行う社会福祉施設。 無料又は低額な料金で利用でき、その他近隣地域住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を実施している。
わ行	ワークショップ	工房、作業場など共同で何かを作る場所を意味する言葉ですが、転じて住民参加のまちづくりなどでは、参加者が主体となって積極的に「参画」や「体験」をし、提案などをまとめる作業の手法のことを指す。

注：「六訂 社会福祉用語辞典 荘村明彦 中央法規出版」、コトバンク（朝日新聞、朝日新聞出版、講談社、小学館などの辞書から、用語を横断検索できる用語解説サイト）などを参考として作成

嘉麻市地域福祉計画

平成 28 年 3 月

発行 嘉麻市
編集 嘉麻市 福祉事務所 社会福祉課
〒821-8501 嘉麻市上山田 392 番地
電話 0948-53-1106 FAX 0948-53-1149
E-mail shafuku@city.kama.lg.jp
URL <http://www.city.kama.lg.jp/>
